

令和7年12月15日

◎田中委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(10時7分開会)

◎田中委員長 本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、17日水曜日の委員会で協議していただけた
いと思います。

お諮りいたします。

日程については、日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎田中委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受
けることにします。

なお、補正予算のうち人件費の説明は警察本部を除き、部局長等の総括説明のみとし、
各課長の説明は省略したいと思いますので、御了承ください。

《総合企画部》

◎田中委員長 初めに、総合企画部について行います。

それでは議案について、部長及び理事の総括説明を求めます。

なお、部長及び理事に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思います
ので、御了承願います。

まず、部長の総括説明を求めます。

◎松岡総合企画部長 所管の事項について御説明します。

一般会計補正予算につきまして資料2ページを御覧ください。人件費として総額1,381万
円余りの増額補正をお願いしています。人件費補正の主な理由としましては、人事委員会
勧告を踏まえ、今議会に上程しております職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例議案に係る給料月額並びに期末手当及び勤勉手当等の改定を反映させて計上したこと
によるものほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。また会計年度任用職員
改定分につきましても同様に計上しています。人件費分の補正については各課長からの説
明は省略します。

次に資料3ページを御覧ください。番組制作放送等委託料について債務負担行為の追加
をお願いするものです。詳細につきましては広報広聴課長から御説明します。

報告事項につきましては、交通運輸政策課からとさでん交通の経営状況についてを御報
告します。詳細につきましては交通運輸政策課長から御説明します。

私からの総括説明は以上です。

◎田中委員長 次に、理事の総括説明を求めます。

◎土居内理事（人口減少・中山間担当） 所管の事項について御説明します。

審査会の開催状況の報告をします。資料4ページの主な審議会等の状況を御覧ください。

まず、中山間地域対策課の高知県中山間地域再興ビジョン推進委員会につきましては、10月29日に第1回委員会を開催し、中山間地域再興ビジョンの今年度の進捗状況及び今後の強化の方向性について説明を行い、各委員より地域での実践活動を踏まえた御意見を賜りました。

また、政策企画課所管の元気な未来創造戦略推進委員会につきましては、11月12日に第1回委員会を開催し、元気な未来創造戦略の今年度の上半期の進捗状況及び強化の方向性について説明を行い、各委員よりそれぞれの専門分野の知見からの御意見を賜りました。

私からの総括説明は以上です。

◎田中委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈広報広聴課〉

◎田中委員長 広報広聴課の説明を求めます。

◎柳広報広聴課長 3ページをお願いします。補正予算、番組制作放送等委託料について御説明します。

現在放送中の2つの広報テレビ番組、一つは、毎週水曜8時57分から放送しています「好き積もる、高知。」、もう一つは、毎週日曜朝7時から放送しています「おはようこうち」を引き続き4月から放送するに当たって、今年度中に契約を行う必要があることから、債務負担行為を行うものです。12月補正予算に関する説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、広報広聴課を終わります。

以上で、総合企画部の議案を終わります。

《報告事項》

◎田中委員長 続いて、総合企画部から1件の報告を行いたい旨の申出があっておりますので、これを受けることにします。

とさでん交通の経営状況について、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎山本交通運輸政策課長 とさでん交通の令和7年度上半期の経営状況等について、とさでん交通から提出のあった資料で御報告します。

2ページをお願いします。こちらはとさでん交通が設立された平成26年10月から令和6年度末までの業績推移を示したものでして、6月議会の委員会で報告をした内容から変更

ありませんので説明は省略します。

次に、3ページをお願いします。こちらは令和7年度上半期の会社全体の経営状況をお示ししたものとなります。まず、表の中段やや下の赤字部分、本業の利益を示す営業損益は、令和7年度は9,300万円の赤字で、昨年度の1億9,000万円の赤字から9,700万円改善されています。4つ下の特別利益につきまして、6月議会で御承認を頂きました債務償還支援の補助金8億700万円などが計上されたことから、1番下の当期損益は7億8,300万円の黒字となっています。なお、県の債務償還支援を除いた令和7年度の当期損益は2,400万円の赤字となりますが、昨年度と比較すると1億800万円改善しています。

4ページをお願いします。令和7年度上半期の実績を部門ごとにお示ししたものとなります。左側が軌道事業、右側が路線バス事業になります。1番上の営業収益につきまして、軌道事業は昨年度と比べまして増収、路線バス事業は同水準となっています。また1番下、営業損益につきましては、軌道事業、路線バス事業ともに、昨年度と比べまして増益となっています。

5ページを御覧ください。この折れ線グラフは、軌道の月別の利用者数の推移となりまして、赤色の点線が、令和7年度上半期の利用者数となります。下の表、1番右、令和7年度上半期の利用者数は247万4,000人で、昨年度と比べ0.9%の微減となっています。減少の理由としましては、昨年度に実施された通学定期券の半額キャンペーンが令和7年度は実施されなかったことにより、定期券利用者が減少したことによるものです。

6ページを御覧ください。この折れ線グラフは、路線バスの月別の利用者数の推移となり、赤色の点線が令和7年度上半期の利用者数となります。下の表、1番右、令和7年度上半期の利用者数が110万9,000人で、昨年度と比べ8.5%減となっています。減少の要因としましては、令和6年10月からの路線再編などが影響しているものです。

7ページをお願いします。左側が高速バス事業、右側が貸切りバス事業になります。高速バス事業、貸切りバス事業ともに、1番上の営業収益と1番下の営業損益を見ていただきますと、昨年度と比較し、増収増益となっています。

8ページをお願いします。その他の部門の状況も含めた全社の上半期の実績となります。1番下、全社の売上げは27億円となっており、昨年度と比較して1億6,300万円の増収、また、営業損益は昨年度と比較して9,700万円の改善ということで増収増益となっています。

9ページをお願いします。ここからはとさでん交通の収支改善策の取組状況等についてお示ししたものとなります。現在それぞれの計画に対して取り組んでいるところで、こちらについては説明を省略します。

最後に、とさでん交通への約8億円の債務償還支援による改善施策を計画的に実行していくため、現在とさでん交通において中期経営計画の改定作業を進めています。改定後の経営計画については、2月議会において御報告したいと思っています。

以上で説明を終わります。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡田（竜）委員 収支改善策の進捗報告ということで、增收増益の報告も頂いたわけですがけれども、非常に努力していただいていると思っているんですが、確認というところで教えていただきたいです。今、桟橋のところに県民体育館の整備の検討が進められています。中身、後ボリュームを、今決めている最中だと思っていますけれども、1年前に整備候補地としてあそこの場所に決まるときに、利便性が非常にいいということで決まったとお聞きしているんですけども、あそこの利便性がいいところは路面電車とバスが走っていることが大前提になっていると思っています。であるはずなんですが、とさでんとしてはあそこは、今のままでいきますよということは一切決まっていないと思っています。それでいいんですよねという確認です。

◎山本交通運輸政策課長 今電車も走っていますし、路線バスも、基本的には現状どおり走るものと認識をしています。

◎岡田（竜）委員 認識ではなくて決まっていないのに、あちら側では残す前提で話を進めて、今そのまま話が進んでいますけれども、そこは決まっていないはずなんですが、そこがちょっとおかしいなど、私なんかこう俯瞰して見てますと、こちらの会では決まっていないのにこちらでは、そこは残るもんだと思って、場所に決まったところがおかしいと思っているのでお聞きしているんです。

◎山本交通運輸政策課長 電車については、今後10年間の長期的な姿を見据えて、基本的には現状維持でやっていきましょうということで、今、電車のほうはそういう方向になります。路線バスについても、路線再編については毎年の市の公共交通会議において、決めていくものなんですけれども、基本的にはあそこを走っている路線は、県全体そうですけれども、路線というのはやめるということになると、市民生活に支障がありますので、基本的に維持していく方向で、我々としては動いております。

◎久保委員 公共交通、県が進めていますスマートシティの本当の大きな課題の一つであるし、大変だと思います。その中で增收ということは喜ばしいんですけども、6ページの路線バスの月別の輸送人員を見たときに、令和7年度の4月から9月の累計ということで、対前年比8.5%減とか、元年と比べて28.2%減、これは、さっき説明があったようにダイヤの改正なども大いに関係していると思います。私自身、よくバスを利用さしてもらっていますけれども、ダイヤ改正、この1年2年3年するたびに、正直乗る回数が少なくなっています。運転士の人手不足によるダイヤの改正で致し方ないと思うんです。一旦バスから離れたら、なかなか帰ってくることが少なくなるので、なるだけ利用者のバス離れがないように、1つは增收ということであれば、もうちょっと利便性をお考えいただたいと思います。なかなか無理な要望かも分かりませんけれども、そういう声があること

は常に承知をしていただきたいと思います。

◎山本交通運輸政策課長 お話ありましたように毎年ダイヤ改正で便数が減っていくのは、完全に利用者離れを招くものだと思いますので、やはり中期的、長期的に、その路線を維持することがまず大事だと思います。昨年とか特にとさでん交通、減便が続いていましたけれど、その要因は、何よりも運転士不足になりますので、運転士を安定的に確保していくために、処遇改善ですとか、また短時間での雇用の運転士を確保するとか、そういうところをしっかりとやって、できるだけ路線が減便にならないように、今まさに高知市と協議をしていますけれども、5年後の姿に向けて、検討していきたいと思います。

◎西森（雅）委員 ずっと利用者が減って、これは致し方ない部分もあるかと思います。やはり人口も減っていますので、そういう状況の中で、利用者も当然減ってくる。ただ、その割合がどうなかつていう、もうちょっと細かく見ていかないといけない部分があると思うんです。例えば、前年比で4月、9月でマイナス8.5%ですけれども、これが路線バスが走っている地域の人口の減り具合と比べてどうなのか、そういった分析の必要性も感じるところです。その辺りしっかりと分析もしていただきて、そして、先ほども話がありましたけれども、住民の皆様のニーズに応えられる路線をしっかりと維持していきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎山本交通運輸政策課長 人口の減りとか、沿線でどれぐらい減ったかとか、そういったところはしっかりと今後分析をしていきたいと思います。前年の8.5%減は、特に令和6年10月から、路線を減便したところがありまして、ちょうど上半期その部分が、減便する前の状態との比較になっていますので、その辺りが影響しているとは思いますけれども、今後沿線の人口などを含めて検討したいと思います。

◎岡本委員 4ページに財政状況の表が一覧であります、人件費なんですけれども、運転士が結構不足していて、減便を余儀なくされてるという情報も流れているんですけれども、軌道の場合に令和7年度が3億600万円になります。令和6年度の実績から比べて300万円増えていると。路線バスについては、800万円ほど減額になっている。これはイコール運転士も含めた人たちの減少によるものなのか、教えていただきたいこととあわせまして、賃金が安いとなかなか働きにくいので離職してしまう状況もあろうと思うんですけれども、その辺りについてはどのように判断されているのか、お聞かせ願えますか。

◎山本交通運輸政策課長 人件費につきましては、人数の比較までは手元にないんですけれども、基本的にベースアップで増減している部分だったり、時間外の減だったり、増減要因は様々あります。特に、バスのほうが運転士不足がありますので、その辺りが前年度の比較の部分で減少として出ていると思っています。

◎岡本委員 これで見ると軌道については、運転士は確保できていると。路線バスは令和元年から比べると5,700万円減額になっていますので、運転士の減からそういう結果になっ

てるんでしょうか。

◎山本交通運輸政策課長 令和元年の運転士の数は今手元にないんですけれども、路線バスの運転士については年々減少傾向にありますので、そういうところが要因になっていると思います。

◎中根委員 関連して、運転士がいないことが、減便や、利用者のもっと利用したいのに、残念ながらっていうことにつながっていく。それがだんだんと利用者も、その後、戻ってこない形に、この間ずっとなってきましたよね。そういう意味では運転士の給与そのものを、全国いろんなところに行って聞いてみても、給与が低くて十分ではないんです、みたいなお話が北陸に行った調査の中でもありましたけれども、そういう点では、どこまで引き上げようとかという考え方は、具体的にどのようにお持ちなのかその辺りはどうですか。

◎山本交通運輸政策課長 給与の面については、基本的にはとさでん交通がまずは判断することではありますけれども、今、運転士候補になる方は取り合いになっていますので、年々ベースアップは、とさでん交通としても収支の中で可能な範囲でやってはいますので、そういう中で他の業種とも遜色ないところに可能な限り近づけていくと考えています。

◎中根委員 とさでんが決めることなんですけれど、近づけていくんではなくて、大変なんだけれども、収益をだんだんマイナスを改善していく報告があるのであれば、その中に人件費もここまで改善したっていう、一気にそこに人的配置ができるような形をつくるないと、遅くなってしまうのではないか、そういう危惧を私は持っています。減便になった地域の方たちは大変困っている、先ほど久保委員もおっしゃいましたけれども、いろんな意味で利便性が図れなくなって、特に高齢者は一体どうしたものかとなっていますから、一気に改善をして、もう少し路線も減便ではなくて、張り巡らすことができるような形をつくるためにはどうするかという知恵もぜひとももっと出していただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

◎山本交通運輸政策課長 運転士の人事費は一定程度引き上げていかないと、当然確保できないところもありますし、あとは少し話で触れましたけれども短時間勤務なんかで、一定定年を迎えた方などに、短時間で働いていただいて、路線をしっかりと確保するところに向けて、12月から短時間乗務員の手当等も、とさでん交通で整備していますので、そういうところも含めて、人件費の確保、運転士の確保の取組をしていきたいと考えています。

◎中根委員 希望としては、もちろん定年を一旦迎えられて、離れたけれどもう一度っていう方たちのお力も借りなければなりませんけれども、若い世代が、車が好きだ、運転が好きだ、乗務することを希望するけれども、これでは食べていけないんだという、これまでの形をがらりと変えるような施策が、未来につなげるためには必要なんじゃないか、その点をぜひ、今の急場の短時間労働をお願いするやり方ではなくて、本来の中身もしっかりぜひとも考えていただければなと思います。要望です。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、交通運輸政策課を終わります。

以上で、総合企画部……。

◎岡本委員 委員長にお願いがあるんですけれど、部長にもお願いですけれども。今議会でも質問の中で議論されましたけれど、参与のことです。あまりにもアバウトすぎて、週3日で、いつ働いていいかは本人に任せるとか、それで税金が使われているなどの問題があって、県民への説明責任です。この委員会で何ら説明がされてないまま知事が専決してどんどん進めている。我々も県民に対して説明責任があるわけです。その辺りきちんと報告する必要があるのではないかと思うんですけれども、その辺り、委員長仕切っていただくことはできないでしょうか。

◎田中委員長 要望としてお伝えする部分はいいと思いますけれども、議案とは関係ありません。

◎岡本委員 議案とは関係ないので、別枠で。

◎田中委員長 岡本委員として、執行部に対して、今のお話を要望として上げる、要請として上げるでいいんじゃないですか。

◎中根委員 関連です。私たちも、予算を伴う人的な配置の問題は、きちんと議会としても精査していく対象になるというふうに思っています。そういう意味では、一体、参与の給与はどこから出るのか、活動費そのものはどのように図られているのか。そういうのを一切議会に説明がないのは異例だなって。参与を置くことも初めてなんですけれども、異例の話だなと思って。こうしたことは議会に対してきちんと報告すべきということは強く要請したいし、そうあるべきだと思っているんですが、ほかにいっぱいありますけれども、その点はいかがなんでしょうか。

◎松岡総合企画部長 おっしゃること、御要望として頂きましたので、持ち帰りまして検討をします。

◎田中委員長 以上で、総合企画部を終わります。

《総務部》

◎田中委員長 次に、総務部について行います。

初めに、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

また、この後行う行政管理課の議案に教育委員会及び警察本部が関係するため、教育委員会より今城教育長、警察本部より岩田本部長が同席しています。

◎清水総務部長 総括説明に先立ちまして、職員の懲戒処分について御報告申し上げます。

1件目は土木部の職員3名が委託業務の一部が履行期限内に完了しないことを認識しな

がら、適切に対応を取らず、検査を合格とし、受注者に後日納品するよう不適切な指示を行ったものです。これら3名の職員につきましては、10月30日付でそれぞれ戒告の懲戒処分としたところです。

2件目は、同じく土木部の職員が本年8月に自宅アパート2階出窓から同居する子の体を持ち上げ上半身を屋外に突き出したことにより逮捕され、暴行罪として罰金10万円の略式命令を受けたものです。この職員につきましても10月30日付で戒告の懲戒処分としたところです。これらの行為により公務に対する信頼を損なうことになったことにつきまして、議会、県民の皆様に対しまして深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

今回の処分を踏まえ、今後このような事態が繰り返されることのないよう、公務の適正な執行と綱紀の肅正について改めて全庁に周知をしたところです。いま一度、職員一人一人が県職員としての自覚を新たにし、再発防止に努め、県民の皆様からの県政に対する信頼を回復するよう努めてまいります。事案の詳細につきましては、後ほど報告事項として人事課長から御説明申し上げます。

それでは、総務部の議題等につきまして、私から総括して説明します。

まず、今回の補正予算の概要につきまして御説明します。表示されています資料を御覧ください。上の段が歳入の表、下の段が歳出の表となっています。それぞれ補正額の列に、通常分と追加分がありますが、通常分が、開会日に提案した第1号議案、追加分が追加で提案しました第31号議案による補正になります。下の（2）歳出の表を御覧ください。補正の総額は、補正額の小計（B）欄の1番下にありますとおり、320億6,800万円余りの増額補正となっています。内訳は、通常分が26億1,700万円余りの増額、追加分が294億5,000万円余りの増額となっています。経費別では、小計（B）欄の上段、（1）一般行政経費等が62億7,200万円余りとなっています。内訳は、通常分が医療費の公費負担分などの経費のほか、県人事委員会勧告に伴い、増額する人件費などです。

また中段の（2）投資的経費は257億9,500万円余りとなっています。これは主に国の国土強靭化実施中期計画に基づく対策を活用したインフラ整備に係る経費です。財源については上の表（1）歳入の表の補正額、小計（B）欄の中段（2）特定財源294億4,800万円余りを充てることとしています。内訳は国庫支出金は公共事業に係る国庫補助金や重点支援地方交付金など165億3,800万円余り、県債118億5,500万円余り、その他は10億5,400万円余りとなっています。（1）一般財源は26億1,900万円余りとなっており、昨年度からの繰越金や地方交付税の上振れ分などにより対応していきます。

以上が補正予算全体の概要です。

次に、総務部関連の議案です。第1号議案の令和7年度高知県一般会計補正予算の所管分です。

3ページを御覧ください。総務部の補正予算総括表です。今回補正予算でお願いします

のは、補正額欄の1番下の計一般会計の総額で4億3万6,000円の増額補正です。内容としては、職員の人事費や給与システムの改修等に関する補正です。このうち、時間外勤務手当等を除く人事費につきましては、各課共通事項となりますので、私から一括して説明をし、各課長からの説明は省略をします。

人事費補正の主な理由としましては、人事委員会勧告を踏まえて、今議会にて上程しています、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額並びに期末手当及び勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるものほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。会計年度任用職員改定分についても同様に計上しています。人事費補正以外につきましては、後ほど担当課長から説明します。

4ページをお願いします。総務部からは、第13号から第18号の条例議案6件と、第26号のその他議案1件、5ページの報第1号の報告議案1件を提出しています。

議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をします。

次に、報告事項です。今回報告しますのは、冒頭で説明しました人事課からの職員の懲戒処分についての1件です。詳細につきましては、後ほど人事課長から説明します。

最後に6ページをお願いします。本年10月6日から12月14日までの主な審議会等の開催状況について説明をします。高知県公益認定等審議会は1回開催し、協議事項1件について審議しています。高知県行政不服審査会は、計2回開催し、諮問案件1件について審議し答申を決定しています。高知県公文書開示審査会は、計8回開催し、諮問案件5件について審議し、うち1件は答申を決定しています。

審議会の開催状況につきましては、担当課長からの説明は省略します。

私からの総括説明は以上になります。

◎田中委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈行政管理課〉

◎田中委員長 初めに、第13号議案から第17号議案について、行政管理課の説明を求めます。

◎別府行政管理課長 当課からは、条例議案5件、予算議案1件、合計6件の説明をします。

それでは、議案の順番とは異なりますが、関係します課が多いことから、まず、給与改定に関する条例議案2件につきまして、関係課を代表して説明します。

第16号議案職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案です。

第1条例改正の目的は、高知県人事委員会による令和7年10月14日付の職員の給与等に関する報告及び勧告、いわゆる人事委員会勧告の趣旨に沿いまして、職員の給与月額及び職員に支給する諸手当の改定について、必要な改正をしようとするものです。

第2対象条例は、職員の給与に関する条例など7つの条例です。

第3主な改正内容につきまして、まず1給料表は、県内の民間給与と職員給与の較差を解消するために、所要の改定を行うものです。改定に当たっては、民間の初任給が過去最高水準であるほか、県職員の初任給が他の都道府県の職員の水準を下回っていることを踏まえまして、優秀な人材の確保、定着の観点から、初任給を大幅に引き上げるとともに、30歳代後半までの職員に重点を置いて、引上げの改定を行うこととしています。具体的には、行政職につきまして、高卒程度の試験で採用された職員の初任給を1万2,300円、大卒程度の試験で採用された職員の初任給を1万2,000円引き上げるとともに、30歳代後半までの職員を重点的に引き上げ、その他の職員については、改定額を遞減させつつ、引き上げることとしています。また、行政職以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定することとしています。

2初任給調整手当等について、アは医師や歯科医師といった採用が困難である職に対し、一定期間支給する手当の支給月額の限度額について、国家公務員の改定に準じて、現行の41万6,600円を41万7,600円に引き上げるもので、次のイは医師や歯科医師の定年前再任用短時間勤務職員等について、地域手当を支給することとするものです。

3期末手当及び勤勉手当は、民間の支給割合との均衡を図るため、一般職員の年間支給月数を4.45月から4.50月へと0.05月引き上げるもので、定年前再任用短時間勤務職員、特定任期付職員、任期付研究員等については、それぞれ一般職の改定割合に応じて引き上げることとしています。

次に、4通勤手当の改定等についてです。この改正は、さきの人事院勧告において、国の通勤手当が改正されたことから、国に準じた改正をしようとするものです。

まず、アは、自動車等を使用する職員の通勤手当の支給額の上限を国に準ずる形で引き上げようとするものです。次に、イは、現行制度では自動車等を使用する場合において、最も長い距離区分は65キロメートル以上としていますが、今回国において最も長い距離区分が100キロメートル以上とされ、支給額の上限も引き上げられたことから、本県においても国に準じた改正をしようとするものです。最後に、ウは通勤手当において駐車場等を利用している職員に対して、国に準じて、一月当たり5,000円以内で手当を支給しようとするものです。このほか、宿日直手当等についても国に準じた改正を行うものです。

最後に、第4施行期日等は、公布の日から施行し、第3の1給料表の改定、4通勤手当の改定等のア、5宿日直手当の改定等及び6特地勤務手当に準ずる手当の支給要件の見直しについては、本年4月1日に遡及して適用し、第3の3期末手当及び勤勉手当の12月期分については、本年12月1日から適用することとしています。具体的には給料については従前どおり、4月1日に遡って改定を行い、また期末勤勉手当については、本年度は改定分を12月期に引き上げるもので、議案をお認めいただけましたら、年内に差額を支給したいと考えています。また、2段目の部分ですが、第3の2初任給調整手当等及び3期末手

当及び勤勉手当の来年度以降に係るもの、第3の4通勤手当の改定等のイ及びウは、令和8年4月から施行することとしています。

次に、第15号議案高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案について説明します。

まず、第1条例改正の目的は、議会の議員の皆様及び知事等に支給する期末手当について、一般職員の引上げに準じて改正をしようとするものです。

第2対象条例は記載の2つの条例です。

次に、第3主な改正内容です。一般職の職員の期末勤勉手当の改定割合に応じまして、期末手当の年間支給月数を3.30月から3.35月に、0.05月引き上げるものです。

第4施行期日等は、先ほどの一般職員と同様としています。

給与改定に関する条例議案の説明は以上です。

続きまして、第13号議案高知県職員の修学部分休業に関する条例議案及び第14号議案高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案について、関連しますので、関係課を代表して一括して説明します。

なお、この条例の適用範囲は、知事部局の職員のほか、教育委員会、公立学校及び警察等の職員が対象となるものです。

まず概要です。今回新たに設ける2つの制度は、地方公務員法の規定に基づき、大学等における修学や国際貢献活動のために一定期間休業することを認めようとするものです。制度を導入し、リスキリングや国際協力の機会を提供することで、職員の自主的な学びを通したキャリア形成を支援するとともに、休暇や休業制度を充実させ、魅力ある職場環境づくりに取り組むことで、人材確保や離職防止にもつなげたいと考えています。それぞれの制度の主な内容につきましては、1修学部分休業は、大学等における修学を2年の期間内で認めるもので、1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分単位で取得することができます。給与については、勤務しない時間の給与額を減額することとしていますが、退職手当については減額になるような取扱いはありません。取得事例としては、枠組みのとおり、週に数回の授業を2年間受講するなど、働きながら学校に通いたい職員を支援する制度です。

次に、2自己啓発等休業については、対象となるものは、大学等の課程を履修する場合や、JICAなどの国際貢献活動に従事する場合で、取得期間は、大学等への修学は2年を超えない範囲内、国際貢献活動は3年を超えない範囲内となります。連続する期間を日単位で取得することができ、休業を取得した期間は給与の支給はなく、退職手当の算定においても、在職期間から除算されます。取得事例としては、大学への社会人入学やJICAでの活動など、一時的に仕事を離れて、学業や国際貢献活動に専念したい職員を支援する制度です。施行期日は令和8年4月1日としたいと考えています。新設する給与

制度に関する条例議案の説明は以上です。

続きまして、第17号議案職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案について、関係課を代表して説明します。

1 概要に記載のとおり、一定の期間について、1週間当たりの勤務時間を38時間45分となるように、職員が勤務時間を割り振ることができるフレックスタイム制を導入するものです。制度の導入により、職員一人一人が能力を発揮できる環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの実現など、公務能率の向上や、職員の希望や事情に応じた働き方を可能とし、多様な人材の確保につなげたいと考えています。あわせて、1週間に1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することも可能とし、実質的に週休3日を可能とするものです。このフレックスタイム制の導入によって、職員の勤務時間が様々になることも想定されますので、各所属における服務管理に混乱を招かないよう配慮が必要なことから、既にフレックスタイム制を導入している国や他県の手法に倣い、段階的に導入したいと考えています。具体的には、3制度内容と、4施行日に記載のとおり、育児または介護を行う職員を対象に、令和8年4月に導入し、1年間運用した後に、令和9年4月に対象を全職員に拡大したいと考えています。制度内容につきましては申告できる対象期間は、育児または介護を行う職員は1週間から4週間単位、そのほかの職員は4週間単位とし、1週間当たり38時間45分の勤務時間を割り振るものとします。勤務時間は午前5時から午後10時の間に設定することとし、必ず勤務する必要があるコアタイムは、午前10時から午後3時、1日における最短の勤務時間を4時間、勤務時間の設定は15分単位ですることとしています。想定する活用例は、1つ目の事例のとおり、子供の送り迎えのために、朝早く出勤して、早めに退勤するケースや、夕方の会議の時間に合わせて遅く出勤するケースなどです。また、次の事例にありますとおり、1日の勤務時間を長く設定した上で、水曜日を勤務時間を割り振らない日に設定することもできます。施行日は、育児または介護を行う職員は、令和8年4月1日、全ての職員は令和9年4月1日としたいと考えています。

私の条例議案に関する説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 子育てしている人などは、こういう時間配分をされると、いい部分もあるんですが、実際の職場の中で、こういう声がいろんなところから出てくると、結構混乱するのは想像できるんですけども、先ほどの課長の説明の中で段階的にやっていくと説明もあったんですが、段階的とはどんなのかについて教えていただけますか。

◎別府行政管理課長 既に導入されている、国や他県でも同様の手法がされているんですけども、全ての職員に導入するわけではなくて、まずは育児、介護をする事情のある職員に導入をした上で、1年間やってみる。その上で全職員が対象になるのがもう1年先の令和9年4月と、対象の職員が段階的に広がっていくところです。

◎岡本委員 育児している人たちに優先的にこの制度を導入するのは大切なことだと思うんですけど、ただ、いずれみんなになるということになれば、現場で混乱は生じないんでしょうか。その辺り対応等できるのか。

◎別府行政管理課長 現在も、早出遅出勤務という制度がありまして、朝早く来る、遅く帰る、これは勤務時間の7時間45分を早めにしたりとか、遅めにしたりということで、7時間45分は固定なんすけれども、時間帯をずらす働き方ができる形になっていますので、その制度が導入されて現状でも、一月あたりで400人ぐらいが取ったりと、結構そういう柔軟な働き方も大分されてきてますので、徐々にそういうことが広がっていって、服務管理もしっかりできるものではないかと考えています。

◎岡本委員 混乱が生じないか非常に心配していまして、育児する人なんかにとってみれば、保育所に預ける点では大事だと思うんですけども、その辺りは心配するなあというのをまず申し述べておきたいと思います。

それで関連ですけれど教育長に、学校現場でこういうことが可能なのかどうなのかについてお聞きしたいです。

◎今城教育長 確かに学校現場では担任業務を持っている小学校の場合には、難しい面もあるとは考えています。ただ中学校とか高校であれば、時間割に支障のない範囲で取ることは可能ではないかなということが一つ。それから、学校の事務職員等につきましても時間割の制限が少ない分、取得しやすいのではないかと考えているところです。

◎岡本委員 教員不足もあったりして、現場は結構、担任がいないクラスもあるという話も聞きますので、そういう状況の中でこれを導入することが、育児をなさってる方たちがどれだけこの制度を歓迎するか、いろんな状況があろうと思うんですが、その辺り非常に危惧していますけれども、教育長としては、問題ないと判断されますか。

◎今城教育長 この制度は、公務の運営に支障がないと認める場合に利用できるものです。こういうことを制度ができる規定になることによって学校での働き方改革を見直したりとか、授業をつくるために授業をみんなで共有化したり、ＩＣＴを活用したりと、教員自身が働き方改革をまた考えるきっかけにもなるのではないかと考えています。

◎岡本委員 教育長は支障を感じていないかどうかについて、最後にお聞かせ願います。

◎今城教育長 先ほど申し上げましたように、難しい面があることは想定はしていますので、支障がないようにみんなで考えていくことが大事だと思います。

◎中根委員 フレックスタイム制が、すばらしい働き方改革だと結構言われる向きがあるんですけど、本当にそうなんだろうかと大変疑問を持っています。国がこういうことを導入して、各都道府県で条例議案が今審議をされていると思うんですけど、何県くらい既にやっていますか。

◎別府行政管理課長 既に制度が導入されている団体は30団体あります、その他の団体

においても、当県のように同じように導入を検討中と伺っています。

◎中根委員 国が決めれば、都道府県もどうぞということに多分なっているんだと思うんですが、そもそも働き方改革の名のもとに、介護や育児の方たちが一定時間設定ができるることは、大事なことかもしれませんけれど、既にそういう方たちには、育児短時間勤務制度とか、いろんな制度を導入して、働き方を応援しようという制度をつくってきましたよね。こういう、育児、介護の方たちが働き方をぎゅう詰めにしながら、自分で空き時間はあるけれどもぎゅう詰めの時間もある働き方が、人間として健康に働く働き方につながるのかという点ではいろいろ議論があるところだと思うんです。ですから、私は簡単にこういうフレックスタイム制の導入は、人間としての働き方、体にとってあまりいいことではないのではないかという思いがするんですが、そういう議論もあるんですが、その点はどう考えていますか。

◎別府行政管理課長 先ほど御紹介もありましたとおり、育児をしている職員ですとか、介護を行う職員に対しては、有給の休暇制度でありますとか、もしくは無給の休業制度とか、様々な制度があります。今回の仕組みは、勤務時間を減らさずに働くということですので、新たな選択肢の1つとして考えていただいて、必ずこれをしてくださいというわけではなくて、職員の希望に応じて、申請によって認めるものですので、いろんな制度がある中で、上手に使っていただくメニューの1つのかなと考えています。

◎中根委員 このメニューをつくり上げる管理職の方たちも、私は大変な労働強化になると思っています。A Iに任せればぱっとできるよみたいな、そんな話もありますけれども、働き方改革と言いながら、新しい視点のチームのつくり方を考えなければならない。個人だけでできる技能的な、芸術的なそういうお仕事であればオーケーだと思うんですけれども、そうではなくて、行政に携わりながら、県民のための施策をつくっていく上で、こういうときはこうするんだああいうときはああするんだという協議が必要な職場、学校なんかももちろんそのとおりなんですけれども、チーム学校と言いながら、さあみんなで議論をしようっていうときに、この人はフレックスタイムで今いない時間ですからっていう、議論をしたり、見聞きをしたりする点で、みんながその場にいないことを想定した働き方を考えなければならない。そういう点で私は大変やりにくい制度なんじゃないかと思いますが、そういう点での議論はないですか。

◎別府行政管理課長 制度的なところで言いますと、今回のフレックスタイム制は、コアタイムという時間を設けまして、委員御指摘のあったみんながいる時間は、1日4時間、コアタイムとして設定してますので、その時間帯は職員がそういう形にはなろうかと思います。現在でも先ほどの早出遅出でありますとか、テレワークも最近拡充をしているんですけど、どうしても個人の事情とか、業務の都合で時間帯が動く働き方も、これまでに入れましたし、これからなかなか人材確保が難しい中で、いろんな方々が個人の事情にも

合わせながら、公務の事情も当然配慮するんですけれども、そういった働き方をしっかりとやっていけるように、御指摘のあったところがないように運用のところでしっかりと周知していきたいと思っています。

◎中根委員 ますます複雑な働き方、いいように見えて、実際にやってみると大変複雑であったり、これまで制度として利用してきた育児休業だとか、介護休業だとか、そういうものが、後ろに置かれるような中身になるのではないかと思って大変心配をしていることをお伝えしたいと思います。

◎別府行政管理課長 この4月から40歳を超える職員には介護の仕組みとともに、所属長が周知するようになっています。フレックスタイム制だけではなくてほかの働き方も、しっかりと周知するとともに、職場の中がきれいに業務が回るようにというところは配慮して取り組んでいきたいと考えています。

◎岡田（竜）委員 私からもフレックスタイム制のことでお聞きしたいんですけれども、先ほど課長から子育て、介護をされている職員の方、まず優先で取り組むということで、どうしてもそうなったときに県庁主体として考えると、早く出てきた方の保育園であったり、そういう部分の職員の時間が今度はそちらに回っていくとか、そういうことにもなりますので。早く出てきて、早く迎えに行く、6時から預けたいというときに、保育園は先生を手厚く構える状況が起こり得ると思うんです。こちらの時間を優先することによって、ほかの職場への影響が少なからず何かあるところに、考えを持たれているかをお聞きしてもいいですか。

◎別府行政管理課長 職員が早く勤務するがために、保育園の時間が早くなる、どちらかというとそれは民間のサービスを職員がどう使うかになると思いますので、職員が6時から働くために、6時から開けてくださいというよりは、6時から開いているサービスを使うために職員が早く出るとかだと思いますので、今ある一般的なサービスの中で、それを活用するに当たって、公務の時間をずらす必要があれば、フレックスタイムでずらしていく考え方になるのかなと思っています。

◎岡田（竜）委員 県が民間の団体であればそういう発想でいいと思うんですけれども。県ですから、そういうところに影響が出ることは考えとしてあってもいいと思うんですけど、そちらへの何かしらの対応、子育て世帯であれば保育園に何かしらの影響が出るんではないかということは想像できると思うので、そこへの思いをはせた取組があってもいいと思うんですけど、例えば人員配置への支援があるとか、時間外勤務をするときの給与への支援があったりすると、そこまで連動した取組にもつながると思うんです。そういう考えはなしということですか。

◎別府行政管理課長 今回の取組は職員の働き方を柔軟にするメニューとして、いわゆる保育園に預ける時間帯は、あくまでも既存のサービスの中で利用していただいた上で、職

員の働き方をそれに合わすことだと考えていますので、今回、フレックスタイム制を入れるので保育園をもっと長く開けてくださいというところまでは考えてはいません。

◎岡田（竜）委員 休業の条例で少し教えていただきたいんですが、教育委員会の方、学校の先生も使えるとお聞きしているんですけれども、県から人材確保であったり離職防止ということで、ほかにも、副業のこととか、いろんな取組が本当に働きやすい、気持ちとしてリラックスにもつながるのではないかと思うんですが、こういう方面にというところに何か縛りといったらあれですけれども、今までこういうことを専門にやられてた方が、全く別の業種を学ぶことも非常にすばらしいことだと思いますし、そういう何かお考えがあればお聞きしたいです。

◎別府行政管理課長 取得の要件としては大きく2つあります、1つは、公務の運営に支障がないことです。もう1つが、公務に関する能力の向上に資するという2つの要件を掲げてまして、公務に関する能力の向上ってすごく広く聞こえてしまうんですけれども、ここは現在の所属の業務だけではなくて、その後の職員のキャリア形成につながるような、どちらかと言うと広めの設定で認めることで考えています。

◎岡田（竜）委員 県がこういう業種、このジャンルが手薄だからその勉強をしてほしいと、促すことは考えてないということでおろしいですか。

◎別府行政管理課長 さようでございます。

◎西森（雅）委員 フレックスタイム制に関しては、私は大賛成であります。職員の働き方改革の面では、本当にすばらしい制度だなと思っています。そこで幾つかお聞きしたいんですけども、午前10時から午後3時までのコアタイムなんですけれども、どういったところから10時から3時までにしたのか。

◎別府行政管理課長 国や県で取り入れている早出遅出勤務を基準にして考えています。実は国は9時から16時がコアタイムと、本県よりも長めの設定になっています。一方で本県は今、早出遅出勤務という時間をずらして働く勤務の仕方ができているんですけども、そのいわゆるコアタイム、皆さんがいらっしゃる時間帯が10時半から15時15分がちょうど重なってる時間帯になりますので、それをベースに、現行の制度とも使いやすさ、統一性も少し持たせながらというところで検討しました。

◎西森（雅）委員 コアタイムが決まっているわけですけれども、ここに割り込んで働いてない時間が入ってきたときはどういった取扱いになるのか、有給とかそういう形での扱いになるのか。

◎別府行政管理課長 有給の取扱いになることを考えています。

◎西森（雅）委員 来年度から介護、子育ての方々を対象ということで、再来年度から、全職員を対象ということですけれど、この制度が進んでいくと、やはり、勤務時間管理が結構大変になってくる部分もあると思うんです。今県庁はタイムカードとかはなかったと

思うんですが、どういう形で管理がされていくのか、誰が管理をしていくのか、その辺りをお聞かせいただければと。

◎別府行政管理課長 今の県庁の勤務管理は、勤務実績管理システムというシステムで勤務時間の設定ですとか、休暇の取得ですとか、時間外勤務の管理をしています。今回、フレックスタイムを入れるに当たって、一つ検討したのは、実は勤務実績管理システムがフレックスタイムに対応できていない状況もありますので、まず一旦は育児、介護の部分で部分的に入れていく中で、来年度システムを改修をいたしまして、9年4月に全職員が対象になるタイミングでは、システムで管理ができるようにと対応を考えています。

◎田中委員長 第13号議案、第14号議案の休業に関して、施行が来年の4月になっていると思うんですが、今実際、これまでですけれども、県にこういった取組、学びたいというような職員の事例はあるんですか。

◎別府行政管理課長 昨年職員向けにアンケートを実施しまして、自己啓発休業でありますとか、修学部分休業に対して、そういう制度が必要だと思いますかというアンケートを実施しています。その際に、いずれも7割程度の職員があればいいとの話も聞いていますので、ぜひ活用していただくようにしっかりと周知していきたいと考えています。

◎田中委員長 逆に7割もあれば、一遍に行ってしまうのは大変だと思うんですけれど、そこら辺も施行は、来年春からですけれど、多かったら多いで大変だと思いますので、そこはしっかりと、今後協議もしていただきたいと思います。逆に7割もいらっしゃったら、一遍には無理だと思うんです。そこをうまく回していくように考えながら配置もしていくかないと大変だと思いますので、しっかりとよろしくお願ひします。

◎中根委員 4ページのフレックスタイム制で、勤務形態の図表、例を挙げてくださっています。例えば月曜日、午前6時から午後5時まで働きました。2時間半延長して、こういう8時間労働の枠を超える働き方を今回は導入するわけですけれども、本来は過労死の問題とかいろいろなことが問題になって、休暇を1日空けたからといって、人の生態系に影響がないとは言えないわけで、こういう長時間を中心して働くことが何日か続いて、1日空くことを考えれば、この1日の長時間になる労働の時間制限は、このフレックスタイム制には全くありませんか。

◎別府行政管理課長 1日の制限は特に設けてはいません。確かに業務を固めてしまって、生活時間が取れなくて、健康を害することはあってはならないと思いますので、一方で、フレックスタイム制のほかにも、県庁が去年から入れている制度で、勤務と勤務の間のインターバルを取る勤務間インターバルを11時間確保しましようっていう努力義務を課してやっています。その辺のバランスを見ながら、職員の申請があったときに、健康面も配慮しながら認めていく形になろうかと思っています。そういう点をしっかりと配慮した形で運用したいと考えています。

◎中根委員 配慮の形でないと、配慮する以外に、これ以上は駄目ですよみたいなものは一切ないっていうことですか。

◎別府行政管理課長 制度的にはないんですけども、職員から申請を頂いてそれを所属長が承認する形になりますので、そういう面では職員の健康管理の視点で、しっかりその申請を認めるかどうかを配慮しながら運用する形にならうかと思っています。

◎田中委員長 質疑を終わります。

ここで、教育長と警察本部長は退席いたします。

引き続き、行政管理課の説明を求めます。

◎別府行政管理課長 それでは最後に、第1号議案令和7年度高知県一般会計補正予算のうち、当課所管分について説明します。議案説明書の右端、説明欄を御覧ください。

まず、1一般管理費の一般職給与費は、時間外勤務手当等に関する補正です。時間外勤務手当等につきましては、知事部局の全体の予算額を、当課で一括して計上していまして、当初予算で一定額を計上した上で、年度途中の業務の状況などを踏まえ、例年12月議会で増額補正をお願いしています。次のページの資料は、令和2年度以降の予算額と決算額の推移を記載したものです。今年度は、表の1番下、R7の部分になりますけれども、人口減少対策の推進など、様々な業務への対応のため、今後も一定の時間外勤務が見込まれることから、補正等②の欄ですけれども、2億5,699万円の増額補正をお願いするものです。増額補正後の予算額は累計③の欄ですけれども、昨年度と比べて98.4%となりまして、1.6%の減です。

最後に、資料の5ページにお戻りいただきまして、説明欄の下から2行目の給与システム改修委託料です。こちらは先ほどの条例議案で説明しました、人事委員会勧告に基づく対応のうち、令和8年4月1日から施行する駐車場料金などの通勤手当の改正に対応するため、給与システムの改修を委託するものです。

行政管理課からの説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

〈財政課〉

◎田中委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎星財政課長 一般会計補正予算について説明します。1ページを御覧ください。

まず、歳入の予算について御説明を申し上げます。5地方交付税及び13繰越金につきまして、12月補正予算の財源として必要となります一般財源につきまして、普通交付税を13億7,600万円余りの増額、繰越金を6億1,500万円余りの増額する補正をお願いするもので

す。

次に2ページを御覧ください。経済対策に伴いまして追加で提出しました補正の部分についての歳入の説明です。5地方交付税につきまして、12月補正予算に追加をした分の事業の財源として必要となります一般財源につきまして普通交付税を4億3,600万円余り増額することをお願いするものです。

次に3ページを御覧ください。歳出の説明です。財政費の入件費以外では、17諸支出金の中の3公営企業支出金の補正があります。3病院事業会計支出金につきまして、1,205万円余りの増額補正をお願いをするものです。こちらについては、病院事業会計における入件費の補正について一般会計から繰り出しを行うものです。補正予算に関しては以上です。

次に4ページを御覧ください。第26号令和8年度当せん金付証票、いわゆる宝くじの発売総額に関する議案です。宝くじにつきましては、当せん金付証票法によりまして、県議会の議決いただいた金額の範囲内で、総務大臣の許可を得て販売できることとなっております。来年度の発売総額につきまして、全国自治宝くじ事務協議会の発売計画を踏まえまして、今年度と同額の80億円、据置きしたいと考えています。

財政課からの説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈税務課〉

◎田中委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎後藤税務課長 税務課所管分の第1号議案令和7年度高知県一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。まず、歳入予算の1県税のうち、3利子割に係る歳入です。県民税利子割は、県内の金融機関等から預貯金の利子などの支払いを受ける方に対しまして、支払いを受けるべき利子等の額に応じて課税されるものです。金融機関等の預金金利が上昇しています影響により、県民税利子割の税収が当初の見込みを大幅に上回る見通しとなりましたことから、今回、1億9,100万円余りの増額の補正をお願いするものです。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。歳出予算の17諸支出金のうち2利子割交付金に係る歳出です。利子割市町村交付金は、地方税法の規定に基づき、県民税利子割の収入額の5分の3、およそ6割を市町村に交付しているものです。交付金につきましても、県民税利子割の税収の上振れに連動しまして当初の見込みを上回ることとなりましたこと

から、今回9,900万円余りの増額の補正をお願いするものです。

税務課からの説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

〈市町村振興課〉

◎田中委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎小笠原市町村振興課長 当課からは、条例議案など2件です。それでは、市町村振興課の資料1ページを御覧ください。

まず1つ目、第18号議案高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案について説明します。上段の概要のところですが、今回の条例改正は、政党助成法の改正により、政党交付金関係報告書の写しの交付請求が可能となったことに伴い、写しを交付する際の手数料を定めるものです。条例改正の内容を説明するに当たり、まずは政党助成法改正の内容について説明します。

資料の中段、背景のところになりますけれども、令和5年から6年にかけて、政治資金パーティーの不記載問題が大きく取上げられたことをきっかけに、国会議員関係政治団体代表者の責任が強化されるなど、政治資金規正法をはじめとした法改正がなされたところですが、政党助成法についてもその一環として改正が行われました。この改正された制度の概要についてですが、政党支部は、収入支出の状況が記載された使途報告書などを政党本部に提出しなければならないことになっており、当該書類は最終的には、政党本部から総務大臣に提出されることになっています。具体的な提出書類としましては、記載しています①から⑥ですが、このうち、①から③の支部報告書、監査意見書、支部総括文書については、各都道府県の選挙管理委員会にも提出することとされています。こうした制度について資料右側の改正点の箇所になりますが、現行の政党助成法では、政党の支部が都道府県選挙管理委員会に提出する、先ほどの①から③の書類については、閲覧の請求のみが可能でしたが、今回の改正により、法施行日の令和8年1月1日からは、閲覧請求に加えまして、写しの交付請求も可能となります。そのため、その下の条例改正の内容についてですが、今回は先ほどの法改正に伴い、県が写しを交付する際に該当用紙1枚につき10円の手数料を徴収することができるようにするために、高知県手数料徴収条例の一部を改正するものです。

なお、施行日は法施行日と同日の令和8年1月1日としています。

次に、資料の2ページを御覧ください。報第1号議案の公平委員会の事務の受託の専決処分報告について説明します。

令和7年10月24日に土佐市、須崎市、津野町の3市町で構成する須崎斎場運営一部事務組合が新たに設立されました。本組合が設立されました経緯としましては、2の欄ですが、火葬場の整備を検討していた土佐市が、これまで高幡広域市町村圏事務組合が運営していました須崎斎場の運営への参加を打診し、須崎市、津野町と共同で運営を行うこととなつたものです。その下の3ですけれども、一部事務組合を含む地方公共団体は、地方公務員法第7条第3項の規定により、職員の不利益処分の審査請求に対する裁決などを行う公平委員会を設置するものとされていますので、同条第4項の規定により、その事務をほかの地方公共団体の人事委員会に委託することができるとされていまして、この規定に基づき須崎斎場運営一部事務組合の公平委員会について、県の人事委員会に委託したい旨の申出がありました。その下の4、5のところでありますけれども、事務の委託や受託に関しましては、それぞれの議会の議決が必要とされているところですが、公平委員会の性質上、設置されていないような空白期間は設けるべきではなく、設立と同時に県人事委員会に委託されることが適当でありましたことから、設立日である10月24日に地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認を求めるものです。

以上で、市町村振興課の説明を終わります。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡田（竜）委員 須崎斎場のことと、高幡広域市町村圏事務組合は残っているということでおろしいですか。

◎小笠原市町村振興課長 高幡の組合につきましては須崎斎場以外にもいろんな広域の事務をやっていますので、その部分では組合は残る形になります。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、市町村振興課を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎田中委員長 続いて、総務部から1件の報告を行いたい旨の申出があつておりますので、これを受けることにします。

職員の懲戒処分について、人事課の説明を求めます。

◎安藤人事課長 冒頭部長が御説明しましたとおり、10月30日付で2件、4名の職員を懲戒処分といたしましたので、御報告します。

まず1件目です。処分を受けた職員は、土木部の技師、出先機関の課長及び専門員の3名です。処分事由ですが、令和5年度県発注の用地測量調査委託業務におきまして、履行期限内に業務の一部が完了しないことを認識しながら、技師及び出先機関の課長は、上司への報告や、契約の変更などの適切な対応を取りませんでした。また、専門員は、事実に基づかない検査調書を作成し、受注者に対して、後日納品するよう、不適切な指示を行つ

たものです。

これらの行為は、契約の適正な履行を確保するために必要な監督または検査をしなければならない旨を定めました地方自治法の規定や、法令等遵守義務を定めた地方公務員法の規定に違反するもので、県職員としての基本的な認識と自覚に欠け、県民の県職員に対する信頼を大きく損なうもので、その責任は極めて重大であります。これを踏まえ、信用失墜行為を禁止しています地方公務員法の規定に違反するものとして、当該3名の職員を戒告の懲戒処分としました。そのほか、当時の上司4名に対して、訓諭、文書注意及び口頭注意の措置を行いました。また記載はありませんが、この事案を受けまして、同様の事例がないか、庁内で調査をいたしましたけれども、該当はありませんでした。

次に2件目です。処分を受けた職員は、土木部の専門員です。処分事由につきまして、当該職員は、本年8月、自宅アパート2階におきまして、同居する子の左腕と左足をつかんで体を持ち上げ、出窓から子の上半身を屋外に突き出したところ、それを目撃した第三者からの通報により逮捕されまして、9月に暴行罪として罰金10万円の略式命令を受けたものです。これは、率先して法を遵守する立場にある公務員として身勝手で不適切な行為であり、職員全体の名誉と信頼を失うばかりか、県民の県政への信頼を大きく裏切るもので、その責任は極めて重大であります。これを踏まえ、信用失墜行為を禁止しています地方公務員法の規定に違反するものとして、この職員につきましても、戒告の懲戒処分としました。

こうした事態を受け、これら2件の処分と同日付で総務部長通知を発出し、公務の適正な執行と綱紀の肅正について改めて全庁に通知し、職員に徹底したところです。引き続き、県民の皆様の県政に対する信頼回復に努めてまいります。

報告は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎久保委員 最初の懲戒処分1ですけれども、県庁のOBとしては、私自身も大変残念な、特に技師というのは。ポイントは、3の処分事由のところで書いていますように、令和5年度の事業なんです。経過があって、令和7年度10月30日に処分をしているんですけど、ここに至る経過、令和5年度から令和7年度の経過を教えてください。

◎安藤人事課長 用地測量業務ということで、この測量に基づきまして今度は工事の発注になっています。令和5年度ですので、令和6年度発注もあり得ると思うんですけども、この業務につきましては、令和7年度に入って発注をする手はずを整えていたと聞いています。それに関して、発注しようとしてこの元となる用地測量の業務を見たときに完了していない事実がそこで分かったということで、遡って確認をしていったところ、完了していないのに合格をした事実が分かったということです。

◎久保委員 今、令和7年12月ですけれど、この令和5年度の事業は完了しているんです

か。

◎安藤人事課長 一部、未完了だった部分なんですけれども、この一部未完了の部分については、いろいろ問題があったらしく、今時点でも完了をしていない状態になっていまして、契約としましては、全体の契約額から、未完了部分だけを返還していただいている状態なっています。

◎久保委員 お聞きして、また新聞でも見て、悲しくなりました。令和5年度にそういうことで、多分この職員は、令和6年度に早く完了させてくれとは言った上だと思いますけれども、その後完了しているかどうかは、気にせないかんと思うし、すべき。それが今のお話でしたら、今年度になっても完成していなかつたということなんで、この職員の属人的なところがあると思うんですけど、3人もおるわけですから、本当にこういうことのないように改めて注意をしてほしいと思います。

◎清水総務部長 今、委員のおっしゃっていただいたとおりだと思います。対象職員の人たちも、話を聞いている限りは、当然令和5年度内に終わらせたかったと思うんですけども、業者から終わらないという話を受けたときに、取るべき対応が取れなかつたということだと思います。絶対にやってはいけないことだと思いますので、今後ないようにしっかりと周知してまいりたいと思います。

◎三石委員 もう1件の報告、自宅アパート2階において同居する子の左腕と左足をつかんで体を持ち上げて窓から突き出し、第三者が通報となっているが、事件が起こった後、どういう状況なんですか。

◎安藤人事課長 事件が起こった後は、処分者に対しては一旦逮捕されています。その間はお子さんにつきまして、児童相談所で保護されたと聞いています。その後、この処分者に対しては罰金刑も終わっていますので、自宅にいるんですけど、お子さんがそれ以降、どうなっているか情報として入ってきていませんが、聞き取り調査をした時点ではまだ保護された状態だったと聞いていますので、今時点でも保護が終わってお家に帰ってきているかどうかは、こちらで把握できていない状態です。

◎三石委員 そこら辺の部分を心配します。幾つぐらいの子供なんでしょうか。

◎安藤人事課長 未就学児です。

◎三石委員 そこのあたりの事後の対応をしっかりとやらないといけないですね。それと、そこら辺りのことも、県は、どんなことになっているのかを十分把握していないといけないと思う。こんなような状況で、子供はどうなっていくのかな。そういうことを大変心配します。

父子家庭ですか、母子家庭ですか。

◎安藤人事課長 家族構成につきましては非公表にしております。

◎三石委員 繰り返しになりますけれど、確かにこういうことやってはいけないが、事

後の指導というか、事後の状況を十分把握をして、また県からも気がつくところあれば、いろいろ助言をしていくことが大事になってくると思うんです。こういうことやったら処分して終わりではなくてね。そのことをお願いしておきたいと思います。

◎安藤人事課長 この職員に対しましては、まず事後の聞き取りの際に、事情を聞いていましてやはりしつけということでやったとは申していました。そのときには御迷惑をおかけしたことで心よりおわび申し上げて、今回の対応につきましても、子供に対してかわいそうなことをしてしまったと非常に反省をしていました。

事後の対応につきましては、先ほど申しました県の児童相談所において、今後対応方針が決定されることだと思っていますが、委員おっしゃるとおり状況につきましては人事課で把握していくようにしたいと思います。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、人事課を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《会計管理局》

◎田中委員長 続いて、会計管理局について行います。

議案について、局長の説明を求めます。

◎田村会計管理者兼会計管理局長 会計管理局所管の12月補正予算について御説明します。

資料の2ページをお願いします。まず、一般会計補正予算について、予算総括表の補正額欄の計にありますように、会計管理局2課の職員及び会計年度任用職員の人工費について、局全体で2,755万6,000円の増額をお願いするものです。

主な理由としましては、人事委員会勧告を踏まえ、今議会に上程しています、職員の給与に関する条例等の一部改正する条例議案に係る給料月額並びに期末手当及び勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるものほか、人員の増減、職員の新陳代謝などによるものです。また、会計年度任用職員の改定分につきましても同様に計上しています。

次に、3ページをお願いします。総務事務センターの給与等集中管理特別会計補正予算につきましては、各所属の人工費の補正に対応して行うもので、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当等の改定などにより、11億5,800万円の増額をお願いするものです。

最後に、4ページをお願いします。総務事務センターの会計事務集中管理特別会計の補正予算につきましては、同様に、各所属の会計年度任用職員にかかる人工費の補正に対応し、2億8,101万2,000円の増額をお願いするものです。

説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時46分～12時58分)

◎田中委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《教育委員会》

◎田中委員長 続いて、教育委員会について行います。

初めに、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎今城教育長 議案の説明に先立ちまして、教職員の懲戒処分についての御報告が1件あります。未就学女児に対して下半身を露出した、室戸市立公立中学校講師に対し、11月26日付で、免職の懲戒処分を行いました。教育委員会、学校が一丸となって不祥事防止対策の強化に努めてきたにもかかわらず、再びこのような事案が発生したことは誠に遺憾であり、極めて重大かつ危機的な事態として重く受け止めています。被害に遭われた女児と御家族の皆様に大変つらい思いをさせたことに対しまして、改めて深くおわびを申し上げるとともに、度重なる教職員の不祥事を防ぐことができず、再び県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになり、重ねておわびを申し上げます。誠に申し訳ございません。

教育委員会としましては、先月、不祥事防止オンライン緊急会議を開催しまして、私から直接全教職員に対して不祥事根絶に向けた行動変革の必要性を強く訴えました。現在市町村教育委員会や校長会と連携し、行動変革を促す研修の実施、教職員一人一人の内面の規範意識の育成、安心安全な職場文化の構築を進めています。また、教職員一人一人が子供たちに真摯に向き合い、誠実に接するとともに、常に自分自身を振り返る謙虚さや感謝する気持ちを持ち続けることで、本県公教育に対する信頼回復に全力で努めてまいります。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

それでは、議案の説明をします。12月議会に提出しています教育委員会関係の議案は、令和7年度高知県一般会計補正予算議案が2件と、令和7年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算及び条例議案5件の計8件です。

それでは、補正予算について御説明します。資料の2から4ページは、議案説明書（補正予算）からの抜粋でして、開会日に提出したものに加え、一部を追加提出したため、議案が分かれているものです。

5ページを御覧ください。追加提出分も合わせました補正予算総括表です。教育委員会

所管の一般会計補正予算は、2億8,742万2,000円の増額となっています。このうち、正職員及び会計年度任用職員の人事費としまして2億8,603万円を計上しています。これは、今議会に上程しています職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び期末勤勉手当等の改定を反映したことに加え、人員の増減や職員の新陳代謝等によるものです。1番下の高等学校等奨学金特別会計補正予算につきましても、同様に、会計年度任用職員に係る人事費の増額補正をお願いするものです。人事費に係る補正につきましては、私からの説明をもって、各課長からの説明は省略します。

人事費以外の補正につきましては、香南市香我美町に本社を置きますYAMAKI N株式会社からの100万円の御寄附を活用して、県立図書館の図書購入費を増額するための経費や、国の経済対策を活用し、学校給食の負担軽減を図る経費として、計139万2,000円を計上しています。

続きまして、6ページを御覧ください。繰越明許費の追加です。左下、13教育費の1教育総務費は、県立学校施設の改修工事等に関連する予算の繰越しをお願いするものです。

続きまして、7ページを御覧ください。債務負担行為の追加です。下から4段目の基礎学力把握検査等委託料から1番下のスクールバス運行委託料までの4件の債務負担行為の追加をお願いするものです。各事業の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明します。

次に、条例その他議案につきましては、8ページ、提出議案の一覧を御覧ください。第14号高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案、第16号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案、第17号職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案と、9ページの第22号公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案及び第23号高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案の計5件です。このうち、8ページの第14号議案につきましては、総務部からも御説明をいたしましたとおり、職員の大学等課程の履修または国際貢献活動に参加することを可能とする自己啓発等休業の制度を設けることとし、当該休業に必要な事項を定めようすることに伴い、教育委員会の所管する高知県学校職員定数条例の一部を改正するものです。

また、16号議案につきましては、人事委員会勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び諸手当の改定を行うもの、第17号議案につきましては、いわゆるフレックスタイム制の導入に伴い、必要な規定の整備を行うもので、いずれも総務部から説明の際に一括で御審議いただきましたので、説明を省略します。

次に報告事項につきましては、冒頭に御説明しました教職員の懲戒処分です。

詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

最後に、教育委員会が所管します主な審議会等の9月議会以降の開催状況を説明します。

資料のとおり、高知県社会教育委員会を10月に、高知県公立学校施設整備期成会及び高知県児童福祉審議会保育部会を11月に開催しました。審議項目等につきましては記載のとおりです。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜委員の皆様に報告します。

私の総括説明は以上です。

◎田中委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈教職員・福利課〉

◎田中委員長 初めに、教職員・福利課の説明を求めます。

◎岡本教職員・福利課長 当課からは、第22号議案公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明します。

資料1ページを御覧ください。1番上の欄ですけれども、今回の条例改正は、学校における働き方改革のさらなる加速化と、教師の待遇改善等を一体的、総合的に進めるための、いわゆる給特法等の一部改正を踏まえ、また、本年10月14日に行われました県人事委員会の勧告の趣旨に沿いまして、手当等の改正を行うものです。

それでは具体的な内容について御説明します。説明が前後いたしますけれども、まず、資料右側、2教育職員給与等特別措置条例改正を御覧ください。

現在、教育職員には給料の月額の4%が教職調整額として支給されていますけれども、改正給特法に基づきまして、10%に引き上げるものです。

下にあります左側の対象欄を御覧ください。校長、副校長、教頭は支給対象外とされていますが、改正によりまして、指導が不適切であると認定された教諭等である指導改善研修被認定者も支給対象外とされるものです。

次に、その右側、内容欄を御覧ください。10%への引き上げは段階的に行われることとなります。条例の附則に経過措置が規定されていまして、下にありますように、令和8年1月1日から同年12月31日までは5%、以降、毎年1%ずつ引き上げまして、令和13年1月から10%となります。

次に、資料の左側、1学校職員給与条例改正の欄を御覧ください。本改正につきましては、文部科学省が教師の高度専門職としての職責にふさわしい待遇の実現としまして、義務教育費国庫負担金の算定事項として示された内容に沿った改正となっています。

ここでも説明が前後しますが、先に②義務教育等教員特別手当から御説明をします。現在、義務教育等教員特別手当は、条例に規定する上限額の月額8,000円以内で、教育職員の職務の級・号給に応じて、一律に支給されていますが、これを校務類型に応じて支給することとするものです。資料の内容欄にありますように、校務類型を学級担任とそれ以外に区分し、学級担任につきましては、職務の重要性や付加を踏まえ、月額3,000円の学級担任加算を行うこととしています。一方、それ以外につきましては、引き続き職務の級・号給

に応じて一律に支給されますが、教職調整額の改善と学級担任加算が行われることを踏まえ、これまでの本給の1.5%相当額から1%相当額に引き下げまして、上限額を月額5,600円以内に引き下げるものです。

次に、上の①多学年学級担当手当です。こちらは特殊勤務手当の1つとして、複式学級を担当する職員に日額で支給されていますが、教職調整額の引上げや学級担任への加算等を踏まえまして、多学年のみを対象とする本手当は廃止することとされたものです。

次に、1番下、③別表加算です。教職調整額の引上げと併せまして、教職調整額の支給対象外となっています管理職につきましても、職責の重要性等を踏まえて加算を行うものです。具体的には、小中学校については月額4,000円、高等学校、特別支援学校につきましては月額3,800円を加算することとなります。

下の資料の左側を御覧ください。現在条例では、別表として定めております給料表では、対象欄にありますように、副校長と教頭に対しまして、小中学校では月額7,500円、高等学校、特別支援学校で7,700円を加算することが、もともと規定されています。そのため、今回の改正によりまして、右側にありますように、その金額にさらに加える形で加算いたしまして、もともと加算がありました副校長、教頭はいずれも月額1万1,500円の加算となりまして、これまで加算のありませんでした校長では、新たに小中学校で月額4,000円、高等学校、特別支援学校で月額3,800円の加算を規定するものです。この加算につきましては、教職調整額の段階的な引上げとあわせまして、毎年引き上げられる予定となっています。

最後に、3施行日等です。令和8年1月1日から施行となっています。

教職員・福利課の説明は以上となります。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 この給特法の改正について問題があるのではないかと思って質疑をします。まず第1点目に説明欄の1多学年学級担当手当の廃止です。複式学級と俗に言いますけれども、先生方大変苦労なされていると思うんです。そういう状況の中で廃止をすることに對して、現場の声が十分反映されているのかについてお聞きしたいんですけども、どんなもんでしょう。

◎岡本教職員・福利課長 国で教職の待遇改善全体を考える中で、職員の全体にかかります教職調整額をまず引き上げると。それから学級担任についてもその職責に応じたところで負担を見直すということで、引上げが図られている。他方で、多学年のみにつきましては、全体の整理の中で、こちらは廃止して教職調整額を引き上げるような整理になったものと考えています。

◎岡本委員 国の言いなりで、現場の声は聞いてないという判断でよろしいんでしょうか。

◎岡本教職員・福利課長 国全体で検討する中で、学校現場の声なども含めた上でこうした待遇改善になっているものと存じております。

◎岡本委員 これは問題だと思っています。もう1点ですけれど②の義務教育等教員特別手当の改定の中で、担任とそれ以外で差がついていますよね。これについても、現場では仕事はチームでやるわけですから、そういう中で差をつけることに対して、教員の中で分断が生まれるのではないかという危惧もされるんですけれども、その辺りについてはどのように判断しているのか。これを出すときにそのような議論をされたのかお聞きしたいです。

◎岡本教職員・福利課長 義務教育等教員特別手当につきましては、国の中教育審議会でも審議がなされていまして、答申の中でも、学級担任がそれ以外の教師よりも在校等時間のほうも長くなる、負担が多いということで、職務の負担に応じた支給方法に一律ではなく見直すということで、一定額手当額を加算する必要があるんだとも言われています。そのために加算額として設けたところです。一方で義務教育等教員特別手当自体が廃止されるわけではなく、一律支給というのも引き続き残っていますので、そうした職責に応じたものと考えています。

◎岡本委員 重なるようですが差がつくということで、分断が起きるのではないか。職場の中ではチームワークが大事だと思うんですけれども、そういう点で現場の声は聞かれてないという判断でよろしいんでしょうか。これは聞くべきだと思うんですけれども。

◎岡本教職員・福利課長 当県としましても、今回の改正につきましては各職員団体にも提示もし、11月に交渉という形でお話もお伺いしております。その中で、こうした御意見があったことも確かですので、御説明もしています。

◎岡本委員 そういう危惧の声もあったと。その上で、今度の条例改正という判断でよろしいでしょうか。

◎岡本教職員・福利課長 そうなります。

◎中根委員 これまで先生方の働き方改革でいかに授業内容も含め、様々な点で見直しをしながら、本当の意味で働き方を変えなければいけないねという議論がされてきたと思っています。だけど、今度の給特法の改定の中で出てきた中身を見ると、先生方の中にまた担任を持っている人と持っていない人の給与に差をつけて、チーム学校として、みんなで子供を見ていこうと、担任を持っていようと持つていまいが、それぞれの持ち場で学校全体を回していくというチーム学校の考え方からしたら、こういう担任だけにプラスアルファをつけていく考え方があまりそぐわないのではないかという思いがしています。国はこういうふうにしたからということかもしれませんけれども、これまで多学年学級担当と、複式学級担当のことですね。複式学級なんかも大変苦労されながら、飛び複式が解消しようとか、公教育として高知県の教育を、僻地、山間部はどうやって成り立たせるのかということで、教育委員会も大変苦労されてきた中身ですけれども、この給与だって1ページの多学年学級担当手当の廃止のところを見ると、内容が1日350円以内とありますが、高知

県は270円か290円ですよね。どうしてこういう書き方をしているのかもよく分かっていないんですが、今回そういうのを全部廃止をする。今度、義務教育等教員特別手当のところも、5,600円以内という書き方、こういう書き方も含めて、学校教育の働き方の中にそういう差を特色としていっぱいつけていく考え方そのものは、チーム学校に似合わないのではないかという思いがどうしてもするんですけど、その辺りはいかがですか。

◎岡本教職員・福利課長 まず、多学年学級担当手当350円以内となっていますけれども、2学年で構成されている場合は、1日当たり290円。3学年以上の児童生徒で編成されている場合、1日350円となっていまして、条例上は上限額を設定しているところです。また、この以内というものは、ほかの手当等でも同様かと思いますが、規則等で詳細を定める場合、上限額を表すことを条例で設定していることは多いと存じております。それから、義務教育等教員特別手当に関しましては、少し説明でも申しましたけれども、給与の級に応じて設定されています、教員の方でいう2級何号の方は幾らと設定されていますので、以内設定をしているところです。給与につきましてはチーム学校というところはありますが、他方でやはり職責、職務に応じた給与は、基本なのかなと思いますので、そこは一定やむを得ないものかと存じております。

◎中根委員 納特法は今年6月の国会で議論されたときも、21くらい附帯決議がついて、本当にこのままでいいのかという議論をされたものですね。その附帯決議なんかも含めて、高知県のこの条例の提案には、高知県独自でこんなことを考えましたという部分、表れている部分があるかないか、その辺りを教えてください。

◎岡本教職員・福利課長 今回の条例の附則等に特にそういったものはついておりません。他方、国会の附帯決議に関しましては、時間外在校等時間を令和11年度までに30時間程度に縮減する、あるいは、国でもそういった働き方改革に関する人員、あるいは予算を確保していくような国全体としての決意が示されているものと存じますので、そういった決意に沿った形で教育委員会としましても、働き方改革を同時に進めていくことをしっかりとやっていると思っています。

◎中根委員 先生方の時間外労働をどうやって縮減するか議論をされている中で、十分な縮減にならない。給与の改定はされるんだけれども、本当に持ちコマ数の問題も含めて、休養の時間のことも含めて、そういうことには全くメスを入れないので、こういう特別措置条例が出てくるのは大変違和感があるなと思って受け止めています。私自身はこれには賛同したくはないんですけども、これが現場の学校の中に入っていて、本当にぎくしゃくしないで、チームとしての役割を果たせる学校現場がつくれるのか大変心配をしていますが、そういう危惧は教育長ないでしょうか。

◎今城教育長 チーム学校を進めていく意味では、この条例の一部改正ということと重なる部分ももちろんありますけれども、それはそれとしても、チーム学校で教員でなければ

ならない仕事をすることとか、地域の人も含めて外部の人にいろんなことを助けてもらう、または専門家を入れてスクールカウンセラーとやっていくという意味では、あえてこの一部改正とはまた違う意味で我々としても進めていきたいと考えています。

◎中根委員 ぜひ、ばらばらのものではないので、その辺りが最近いろんなものが学校の中にくっついてくるんですけれども、それが本当の意味で、働き方改革になってないんだという思いがあって発言しました。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、教職員・福利課を終わります。

〈学校安全対策課〉

◎田中委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎小川学校安全対策課長 当課の議案につきまして御説明します。繰越明許費明細書を御覧ください。繰越明許費の承認をお願いするものです。13教育費の4学校施設等整備費の施設整備費11億8,761万円につきましては、県立学校施設の外壁改修工事、宿毛工業高校や須崎総合高校の体育館空調整備工事など17件につきまして、学校や施工業者との施工時期等の調整に日数を要し、着手や進捗が遅れましたことから、年度内の完了が見込めなくなつたため、繰越しの承認をお願いするものです。これらの工事につきましては、学校や施工業者との調整を緊密に行い、早期の完了に向けて取り組んでまいります。

説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 資材費とか労務賃の値上がりが今、結構話題になっています。そういうことへの影響はないですか。

◎小川学校安全対策課長 特に影響ありません。それも設計書に盛り込まれていると考えています。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、学校安全対策課を終わります。

〈幼保支援課〉

◎田中委員長 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎津野幼保支援課長 第23号議案高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案について説明します。

資料2ページを御覧ください。資料の上の概要欄にありますとおり、県として認定こども園の基準を定めています高知県認定こども園条例が規定している設備、運営等の基準につきまして、参照しています国の基準省令が一部改正されたことを考慮いたしまして、今回条例の改正をしようとするものです。

1 改正の背景を御覧ください。近年、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いで

おり、子供や保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通い、子供を預けられるような環境を整備していく必要があることから、児童福祉法等が改正され、虐待対応の強化が図られました。これに伴いまして、幼保連携型認定こども園基準府省令において、職員による虐待等の禁止に関する規定が新たに整備されたものです。幼保連携型認定こども園における虐待禁止の規定につきましては、米印に記載のとおり、これまで児童福祉施設基準省令の規定を準用していましたが、今回、虐待対応の強化の観点から、幼保連携型認定こども園におきましても、基準府省令第3条の2に、虐待等の禁止の規定が整備されたものです。

次に、2条例改正の概要について説明します。高知県認定こども園条例は、保育所と幼稚園の両方の機能を持つ認定こども園の運営に関する基準を定めています。この条例は、認定こども園法に基づく国の基準省令や告示に準拠しています。そのため、国において基準を定める省令が改正されたことに伴い、今回、必要な改正を行うものです。具体的には、国の基準省令に整備された規定に合わせて、第8条の2に新たに虐待等の禁止の規定を設けるものです。施行期日は公布の日としています。

説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎中根委員 もちろん、これは必要なことが書かれているわけで、必要になんだと思いますけれど、こうしなければならない背景、保育部門などへの人員の配置の仕方、公的保育の中でも、非常勤の立場で働くされている先生方は多いですよね。こういう認定こども園条例の一部を改定することはもちろんオーケーなんだけれども、その背景についてもっと充実させることもしっかりと考えていかないと、ただ条例に、虐待は駄目よということを入れただけで済む問題ではないんだということを、この条例改正について思ったところです。言葉を入れるに当たって、担当課の中では、そういう処遇の改善や先生方の位置をいかに子供たちにしっかりと目が向くような形にするのかとか、そういう議論もあっているんじやないかと思いますが、そうした議論などはどうなっていますか。

◎津野幼保支援課長 今回の虐待等の規定につきましては、万が一虐待が起こったときということですけれども、虐待につきましては未然に防止をしていかなければいけないことは議論をしているところです。そこには背景といたしまして、子供たちの発達に合った、しっかりととした保育がなされているかどうかといったところは各現場でしっかりと研修等もしていただいて、そこに対して我々も必要な情報を入れてバックアップをして、未然に虐待の防止をしていくことを考えていきたいと思っています。

◎中根委員 子供の、ゼロ歳は1人の先生が3人見るだとか、1歳になれば6人見るだとか、そういうクラスの規定なども、50年ぶりぐらいに、せんだって改定されたところですけれども、まだまだ十分だとは言えないと思っています。ですから、こういう条例が出て

くるに当たっても、そうした措置そのものも、しっかり行政としても、どんなふうにすべきかを国に向かっても提言するとか、そういうことも同時に強めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎津野幼保支援課長 先ほどお話を頂きましたとおり、3歳児の児童に対する職員の配置などにつきましては、今回75年ぶりということで児童福祉法の制定以来なかった改善がされています。それと併せて、より年齢の下の1歳児に対する配置といったところも、改善の余地があると、我々としても国に対しても、要望しているところですので、国の動向もしっかり見ながら、現場の声も聞いていきたいと思っています。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、幼保支援課を終わります。

〈高等学校課〉

◎田中委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎麻植高等学校課長 高等学校課の補正予算について説明します。

1ページを御覧ください。債務負担行為の追加をお願いしております。まず1段目、基礎学力把握検査等委託料についてです。県立高等学校の生徒の学力状況を確認し指導改善につなげるため、国の高校生のための学びの基礎診断に認定されました学力定着把握検査の実施と結果分析を委託するものです。県立高等学校29校におきまして、新1、2年生に対して、年度初めの時期に既習内容の学力の定着度をはかるための第1回の検査と、ある一定期間を経過しました年度後半の時期に、さらなる定着度をはかるための第2回の検査、この年間2回分の検査をセットで行うために債務負担行為について計上するものです。検査の実施につきましては、各学校がP D C Aサイクルを回しながら、効果的な学力向上対策を講じて、生徒の学力向上を図るといったことにつながることから、生徒の学力定着と教員の授業改善に大きく寄与するものと考えています。また、この検査を委託する業者につきましては、プロポーザルで選定することとしており、年間2回分の検査をまとめて選定したいと考えています。

次に、その下にあります情報教育支援事業委託料です。県立中学校、高等学校において1人1台端末の整備や端末の障害発生時等の対応の支援、I C T活用に関する事業支援の充実に向けて、各校へ専門知識や技術を有する人材の訪問対応などの業務を民間専門業者に委託するものです。具体的には、機器のトラブル発生時等においての相談対応や教員のI C T活用のスキルの向上を目的とした講習会をオンラインで行うこととしています。また、年度初めや年度末など端末整備などの業務が繁忙となる時期に、定期的かつ必要に応じて学校訪問を行い、端末設定などの整備やI C Tの操作方法や活用方法についての研修を実施するなど、各学校のI C T活用が推進できるよう支援を行うこととしています。特に年度初めは新1年生の端末の整備など、教員の負担が大きくなり、4月当初から支援が

必要となることから、令和7年度中に業者を選定し、年度初めから円滑に端末が活用できるよう支援体制の確立を行うものです。

次に、その下にあります外国語指導助手配置委託料についてです。県立の高等学校及び特別支援学校では、英語教育を推進するため、外国語指導助手いわゆるALTを配置しまして、各学校の授業等において語学指導を行っています。このALTは、自治体国際化協会のJETプログラムを通じた雇用と民間企業による委託の2種類の雇用形態によって行っているところです。今回の外国語指導助手配置委託料は、昨年と同様に、各学校で指導に当たるALTのうち5名の配置を民間専門業者に委託するもので、プロポーザルにより委託業者を選定するようにしたいと考えています。委託の理由としましては、本県の地理的な理由もありまして、特に中山間の学校については、移動に自動車の運転が必要となります。また、これらの小規模校では、担当する授業数も少なくなるために、ALT1名で複数校を担当する場合があります。JETプログラムのALTについては自動車運転に制限があることから、移動の利便性を考え、委託のALTを配置しているところです。また、ALTは4月10日頃から、その授業の開始に合わせまして、各学校に配置する必要があり、4月に入ってから契約をすることでは間に合わなくなりますが、この債務負担行為についての議決を頂くことにより、令和7年度中に業者の選定及び契約が可能となり、委託先が余裕を持って県教育委員会と調整を行い、学校にALTを配置することができるようになります。なお、委託料の金額につきましては、交通費、渡航費、住宅費、諸手当、保険、税金、ビザ取得等の手続代などを精算し、総額で委託することとしています。

最後に、追加提出議案であります国の経済対策への対応に必要となる補正予算についてです。

2ページになりますが、右端の説明欄、給食センター運営費負担金についてです。これは県立中村中学校給食費の保護者負担軽減に要する費用です。県立中村中学校は、四万十市と県が給食の提供に関する協定書を締結しまして、令和6年5月7日から四万十市立学校給食センターより給食の提供を受けています。給食費単価について、四万十市が令和8年1月に1食当たり370円から420円に50円の値上げを行う予定のため、値上げ分に対する支援としまして、国の臨時交付金を活用して、保護者の負担軽減を図るものです。

高等学校課の説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎三石委員 基礎学力把握検査等委託料、年度初めと年度の終わり、人間で言ったら、人間ドックみたいなもんですか。点検して、自分の健康状態どうなのか。血圧が高かったら塩分控えるとか、薬を処方する。そういう意味で、検査というのは非常に大事だと思うんです。それをどう生かすか、PDCAで生かしていると思いますけど。そこら辺りは、どのような状況ですか。

◎麻植高等学校課長 質問頂きました学力につきましては、まず1年生入学当時の基礎学力が十分定着していないといった生徒の状況から、令和5年度までにつきましては、高校2年生の最終段階と比べまして、かなり減少している状況です。令和6年度からは、さらにC層と言われる、大学進学等に活用するような学力がどれぐらい身についたかといったことも判断指標としていまして、そういう生徒たちがどれぐらい増えたかといったことを指標としています。その中で、本年度につきましては、授業改善に当たるプロジェクトチームを各学校で立ち上げて、そこに県教委の指導主事等が入りまして、その結果を見ながら、どれぐらいの学力定着が図られているのかを見ているところです。各学校におきましては、かなり低学力、基礎学力ついていない生徒たちが減少しているといったことも聞いています。

◎三石委員 これをやれば一目瞭然です。どのくらい中学校で学力がついているのか。中学校からしてみたら、小学校でどのくらい実力がついてるのかという目安が分かるんです。繰り返しになりますけど、その結果をどういうように生かすかということです。それは先生方の力量、指導方針にも関わってくるわけだけれども、その検査結果をフルに生かす取組をしていっていただきたいと思います。

◎中根委員 情報教育支援事業委託料についてお伺いします。県内も広いし、どんな運用がされるのかなと思って、1,200万円弱ですか、何人の方にこの任に当たっていただくのか。

◎麻植高等学校課長 これにつきましては業者が、必要な場所に必要なときに派遣することになっています。また、電話等での対応等も受け付け、必要に応じて、トラブルですか、先生方の授業でどう活用するかといったことをオンラインで話をしたり、また、全体に対してオンラインの研修を行ったりと、学校には希望があるときに5回訪問していただくことになっていますので、人数が何人というよりは必要に応じたときに学校へ訪問できるような体制を取ることになっています。

◎中根委員 この金額で令和9年3月末まで請け負っていただく、そういう会社は高知県に幾つくらいあるんでしょう。

◎麻植高等学校課長 令和7年度につきましては株式会社エレパが手を挙げていただいていますが、なかなか、そういう会社が県内だけでなく、プロポーザルでやっていますので県外からもこちらの要綱に合うものがあれば手を挙げていただけると思うんですけれども、令和7年度のプロポーザルへの参加につきましては2社になっていて、株式会社エレパにお願いしました。

◎中根委員 これまで何回くらい重ねてきているんですか。この5年間ずっとですか。

◎麻植高等学校課長 ICT支援員につきましては令和4年度から開始しまして、今のところ4年間になります。

◎中根委員 皆さんの期待に沿うような中身になっているのか、どう判断されますか。

◎麻植高等学校課長 年度当初、新入生が入ってくるとパソコンのアップデートなどかなり教員の業務が負担を受けるといった状況になります。それを外部の業者が行うことで、教員の負担軽減が図られていると伺っております。また、先生方も、情報教育について非常に専門的な知識がある方に頼って聞きたいところなんですかけれども、なかなかその方も忙しいということで、オンライン等で専門的な知識のある方に相談ができる、活用が進んでいるといった状況にもあります。また、オンラインで、今年度であれば、生成AIの活用等についての研修でありますとか、そういったこともできますので、より授業の中でどう取り入れていくのかといったことも進んでいると聞いています。

◎中根委員 リテラシー問題なんかもしっかり講習の中に入れていただいているんでしょうか。

◎麻植高等学校課長 タブレットの活用と併せて先生方が必要に応じてリテラシーの問題といったことを取り入れていただいているります。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎田中委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎板橋特別支援教育課長 12月補正予算について御説明します。

1ページを御覧ください。スクールバス運行委託料は、高知若草特別支援学校のスクールバス運行委託に係る必要経費を債務負担行為により計上するものです。スクールバス運行委託につきましては、児童生徒の教育機会を支える通学手段として、14校中7校で運行業務を民間業者へ委託しています。そのうち、高知若草特別支援学校は肢体不自由の特別支援学校であるため、運行開始前にルートの確認のほか、乗車する児童生徒の障害についての理解やほかの障害者にはない特殊なリフト付バスのため、車椅子の固定、身体の適切な介助方法などについて介助員等への教育が必要です。安全で質の高い業務の履行にはこうした準備のため、早期の契約が望まれることから、令和8年度から令和10年度にかけて、計9,760万6,000円の予算を計上するものです。

特別支援教育課からの説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎中根委員 スクールバスの運行委託をするときの職員の数、運転士の数などはどうなっているんでしょうか。

◎板橋特別支援教育課長 介助員等につきましては各学校で定めています。現在のところで介助員の配置なしのところもありますが、大体が1から2名の介助員を配置しています。

◎中根委員 運転士の選定は委託された会社で、特別条件をつけてないのですか。

◎板橋特別支援教育課長 委託先で決めています。

◎中根委員 肢体不自由の子供は、いろいろ特性もあって難しい部分もあると思うんですが、委託される運転士などは、一定、子供たちの状況を学習して、その任に当たる必要があると思います。業者を選定するときにも、そういう条項はきちんと伝達をして、委託を受入れていただいているのか、その辺りはどうでしょうか。

◎板橋特別支援教育課長 それぞれの学校の仕様書等に、そういったことは記載されています。

◎中根委員 これは特別支援学校ではないですけれども、そういう特性のある子供の遠足のときなんかに、バスを借りたと。そのときにバスの運転士があんまり騒ぐ子供がいて、それでも先生方がきちんと指導しないと思い込んで、おまえは何だと。バスを止めて、もうここで降りろということがあった。そんな関わりを運転士が、御本人はよかれと思ってされたんでしょうけれど、実は特性のある子供についてはパニックになるような、そんな状況が起こったことがあります。ですから、いろんな条件がある子供たちを委託するときには、細部にわたって、理解をしていただけるような、そういうことを付記した委託の仕方をどうしてもする必要があるなと思いますが、その点では長年のっていうこともあるかもしれないけど、いかがですか。今は大丈夫ですか。

◎板橋特別支援教育課長 特別支援学校におきましては先ほども申し上げたように仕様書にも記載していますし、また、年度初めには顔合わせ会等で詳細の部分についての打合せをしながら、やっていただいております。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、特別支援教育課を終わります。

〈生涯学習課〉

◎田中委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎竹村生涯学習課長 当課の12月補正予算の概要につきまして説明します。

説明資料1ページを御覧ください。2図書館管理運営費の1番下の運営費です。こちらには、県立図書館の会計年度任用職員の経費増に係るもののか、今回香南市に本社を置くYAMAKI N株式会社から100万円の御寄附を頂きます。これを活用して、県立図書館の図書購入費を増額したいというものです。YAMAKI N株式会社は、平成3年に香南市へ進出されて以来、雇用をはじめとする県内経済の活性化に多大な御貢献をされています。同社から県への御寄附は、県民の読書環境の向上や、人材育成に貢献したいとのお考えから、平成20年以降、継続的に頂いているものです。県ではこの御寄附を活用して、多くの分野に応用が可能であるコンピュータープログラミングやウェブデザインといったIT関連の図書を県立図書館に購入しており、購入冊数はこれまでの累計で約5,700冊余りとなっています。これまでに購入した図書につきましては、オーテピア高知図書館3階のビジネス・科学・産業・農業関連施設のスペースにヤマキンライブラリーコーナーを設置し、

県民の皆様に御利用いただいている。このたびの御寄附につきましても、これまでと同様に、本県の持続性などにつながるような図書の購入に充てたいと考えています。

生涯学習課の説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、生涯学習課を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

《請願》

◎田中委員長 次に、請願についてであります。

最初に、請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」でございます。執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 請1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」学校安全対策課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課。

要旨、2025年度より国の制度で小学校は全ての学年が35人学級になった。そして、高知県では独自に小学校1・2年生の30人学級と中学校の35人学級を実現している。行き届いた教育を進めるための重要な前進である。しかし、一人一人により行き届いた教育を進めるためには、さらなる少人数学級の拡充が求められる。また、小規模校の多い高知県においては、複式学級の定数改善、免許外受持ち解消、養護教諭などの全校配置のために、高知県独自の配置基準の見直しが求められている。

一方、高知県では小学校教員や養護教諭などで、充当率（定数上配置すべき教職員に対する実際の配置数の率）が100%に達しておらず、全国でも最低レベルとなっている。また、高知県では休んだ先生の代替が1か月以上も配置されない事態が、2022年度は78件、2023年度は115件、2024年度は131件もあった。こうした事態があるにもかかわらず高知県は、学校に勤務していない先生（教育委員会等に勤務する先生）が他県に比べて飛び抜けて多い。学校現場に配置する正規教員を増やし、先生がゆとりを持って子供と関わることで、その仕事の魅力を再生させることや臨時教員、定年延長・再任用教員の待遇を改善することが深刻な教員不足の解消につながる。

連続する物価高騰の下、教育費の保護者負担をより一層軽減することは、子供の数が減っている今だからこそ一人一人の子供が安心して学べることにつながるものである。

多くの特別支援学校では環境整備が遅れている。知的障害特別支援学校の深刻な過密状態解消のため2022年度に分校が開校したが、十分な解決となっていない。根本的な解決と知的障害児教育の充実のためには、寄宿舎のある県立知的障害特別支援学校（小中高）を

高知市に新設することが望まれる。

日本国憲法や子どもの権利条約が生かされた教育を実現するため、子供たち一人一人の教育を受ける権利が保障され、子供たちの豊かな人間性と可能性を育む教育が進められるよう、教育条件整備について以下のことを請願する。

1、教育予算を増やし、次の施策を進めること。

- (1) 小学校、中学校、高等学校の全ての学年を30人以下学級にすること。
- (2) 国に給食無償化を要望し、県独自でも、教育費の保護者負担を軽減すること。
- (3) 危機管理文化厚生委員会所管分。
- (4) 子供たちの安全な学校生活のために、特別教室、体育館へエアコンを設置し、老朽化した校舎等改修すること。

2、正規専任の教職員を増やし、次の施策を進めること。

- (1) 国の定数を下回らないように、学校に教職員を配置をするとともに、小規模校の多い高知県の現状を踏まえた独自の配置増を図ること。
- (2) 休んだ教職員の代替をすぐに配置すること。

3、特別支援教育の充実を図るため、次の施策を進めること。

- (1) 特別支援学級編制標準（現在は1クラス8人）を県独自に引き下げるここと。
- (2) 高知市に県立の知的障害特別支援学校を新設するとともに、既存の特別支援学校の教育環境の充実を図ること。

請願者、高知市丸ノ内2丁目1-10、子どもと教育を守る高知県連絡会代表世話人、井上美穂ほか4,263人。

紹介議員、塙地佐智、はた愛、細木良、岡田芳秀、岡本和也、中根佐知。

受理年月日、令和7年12月10日。

◎田中委員長 それでは、順次関係課からの参考説明を求めます。

初めに、小中学校課からの参考説明を求めます。

◎高橋小中学校課長 提出されております請願第1-1号のうち、項目1の(1)(2)項目2の全て、項目3の(1)が小中学校課の担当業務となりますので、この5つの項目を小中学校課より説明します。

まず、請願項目1の(1)の30人以下学級の実現についてです。学力の問題や、不登校、暴力行為などの生徒指導上の課題の解決が求められる中で、本県では、国の加配、さらに県独自の加配を上乗せしまして、小中学校の全ての学年において35人以下の学級編制を実施しています。今年度は、少人数学級編制の実施にかかり、国の加配と県独自の加配を合わせて、54校に74人の教員を配置をしているところです。

仮に、小中学校の全学年で30人学級編制を実施した場合、さらに163名の教員が必要となり、全ての学年で一律に30人学級を実施することは、実際問題として困難であると考えて

います。少人数学級制度の継続及び拡大には、国の加配措置が欠かせませんので、今後も引き続き、国の定数改善の動向を注視しながら、引き続き、国に対して加配の要望を行うとともに、加配定数改善についての提言等も行ってまいりたいと考えています。

次に、請願項目1（2）の教育費の保護者負担の軽減についてです。学校給食は児童生徒の健康の保持増進や食育の観点などから、教育の一環として大変重要な役割を担っていると考えており、生活保護など経済的に厳しい家庭につきましては、市町村や県が必要な援助を行っているところです。小学校全体の無償化については、現在国において検討されており、今後の動向を注視していきたいと考えています。市町村立の小中学校の費用については、設置者であり事業主体として責任を負っている市町村が負担しています。この経費につきましては、国の地方交付税措置がされており、一般財源として市町村に交付されています。市町村教育委員会には、この財源措置も活用しながら、各学校での整備をお願いしているところです。この財政措置は、それぞれの市町村が計画的に整備を進めていく上では極めて重要な制度ですので、今後とも、制度の動向に注視するとともに、学校の実態と照らして制度内容の見直し等が必要となりましたら、積極的に要望や提案を行っていきます。また、就学困難な児童及び生徒の保護者に対しては、学用品費や修学旅行費、クラブ活動費等について、就学援助制度により市町村が援助を行っていますので、県としても就学援助制度が有効に活用されますよう、市町村に要請してまいりたいと考えています。

次に、請願項目2の（1）教職員の配置についてです。県教育委員会としましては、次年度の教員配置にかかり、1人でも多くの教員を確保するため、今月、2回目の採用審査を実施するとともに、退職予定者に対しては積極的に再任用等の働きかけを行っていく予定です。今後も、様々な手立てを講じて、人員の確保に努め、義務標準法による定数を充足するように取り組んでまいりたいと考えています。

また、今年度、本県の公立小中学校における学級数が3学級以下の小学校は14校、全小学校の8.0%、同じく学級数が3学級以下の中学校は14校で全中学校の15.1%となっています。少子化の影響によりまして、今後もこのような小規模校が増加していくことが予想されています。これら、小規模校への支援には多くの加配が必要となり、高知県独自で配置増を図ることは厳しい財政状況及び人員確保の面から困難であると考えています。そのため、全国都道府県教育長協議会と共に、複式学級の編制基準の引下げを国に対して要望しているところです。今後も引き続き、国への要望を行ってまいりたいと考えています。

次に、請願項目2の（2）教員の代替者の配置についてです。教員の配置につきましては、年度途中の対応も含めまして、県教育委員会の責任のもと、計画的に人材を確保し、実施すべきものと考えています。しかしながら、全国と同様に、ここ数年、新卒者や臨時教員の多くが正規教員として採用されたことで、臨時教員の数が減少し、年度途中の欠員に対応する代替教員の確保は極めて困難な状況となっています。未配置の解消に向けまし

て、県教育委員会は、市町村教育委員会と連携し、退職教員等への働きかけを積極的に行ってています。この中で、當時勤務が困難な方がいる場合には、授業への実施を中心とした時間講師として雇用するなど、柔軟な対応を行っているところです。また、新聞広告などを通じて、臨時教員を募集するとともに、教員免許を有しながら教職についていない方を対象としたペーパーティーチャー個別相談会を開催するなど、教員免許状保有者の掘り起こしも努めています。さらに、SNS等を活用した県内外への発信や、本県採用審査を受審された他県出身者に対する呼びかけ等も行っているところです。今後も、様々な手立てを用いて、代替教員の確保に取り組み、兼務発令等で対応することのないよう、未配置の解消に努めてまいりたいと思います。

最後に、請願項目3の（1）特別支援学級編制についてです。仮に、特別支援学級の編制の基準を6人とした場合、今年度であれば、約85人の定数がさらに必要となり、厳しい予算の状況のもと、本県独自に定数の改善を図ることは困難であると考えています。そのため、全国都道府県教育長協議会や四国4県教育長会とともに、国に対して、編制基準の引下げを要望しているところです。ただ、本県においては、多人数の特別支援学級がある場合や、障害が重複または重度の障害がある児童生徒が入級するような場合などは、必要に応じて市町村教育委員会と協議の上、児童生徒支援のための加配を行っています。あわせて、県教育委員会として、小中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級担当者が指導方法等を学び合う機会を設定し、各担当者の専門性を高めていく取組も実施しているところです。

以上で小中学校課からの説明を終わります。

◎田中委員長 次に、高等学校課からの参考説明を求めます。

◎麻植高等学校課長 高等学校課につきましては請願項目1の（1）について説明をします。

高等学校の教職員の配置につきましては、高校標準法の定めによるところが原則でありまして、生徒数が減少している現状においても、教職員数の大幅な増加は難しい状況となっています。教職員の加配措置については、引き続き国にも要望してまいります。

高等学校課からは以上です。

◎田中委員長 次に、学校安全対策課からの参考説明を求めます。

◎小川学校安全対策課長 項目1の（4）子供たちの安全な学校生活のために、特別教室、体育館へエアコンを設置し、老朽化した校舎棟を改修することにつきまして説明します。

まず、当課が所管しています県立学校ですが、特別教室へのエアコンの設置につきましては、窓を開けての授業に適さない音楽室や調理室などへの設置を優先して進めています。体育館へのエアコン設置につきましても、児童生徒の健康を守り、体育の授業などの教育活動を保障するために、全ての学校への設置に向けて計画的に進めています。老朽化した

校舎などにつきましては、長寿命化改修工事や修繕工事により順次改修を進めています。

次に、市町村立学校ですが、各市町村で施設整備を行っていますので、その中で、特別教室及び体育館へのエアコン設置が進められています。老朽化した校舎などにつきましても、各市町村が策定しました個別施設計画に基づく長寿命化改修工事などにより改修が進められています。

なお、市町村立学校施設の整備や改修につきましては、国の学校施設環境改善交付金を活用できますので、市町村に対して、引き続き情報提供や働きかけを行うことで、早期のエアコン設置などを促してまいります。

説明は以上です。

◎田中委員長 次に、特別支援教育課からの参考説明を求めます。

◎板橋特別支援教育課長 請願項目3の（2）について説明します。

県中央部の知的障害特別支援学校の狭隘化対策としまして、令和4年4月に日高特別支援学校高知しんほんまち分校を開校し、県中央部の知的障害特別支援学校は、一定狭隘化の解消につながっていると考えています。このため、現時点では高知市への知的障害特別支援学校の新設は必要性がないと考えています。ただし、児童生徒数の増減につきましては、知的障害特別支援学校、学級ともにほぼ横ばいでありますが、年度によりばらつきがあることから、引き続き注視していく必要があると考えています。また、教育環境の充実につきましては、必要な備品の整備や施設の改修など、学校と連携しながら、児童生徒が安全で安心して学びやすい環境整備に努めています。県教育委員会としましては、引き続き、児童生徒が卒業後の自立と社会参加に向け、意欲的に学べるよう取り組んでまいります。

説明は以上になります。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

次に、請第2-1号「教育予算を増額し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」でございます。執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第2-1号「教育予算を増額し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」幼保支援課。

要旨、2025年2月に自由民主党・公明党・日本維新の会が「高校授業料無償化」について合意したことを受け、公私ともに年収910万円以上の全世帯に年額11万8,800円を支援するための予算を計上した修正予算が3月31日成立した。「3党合意」では、2026年度から

授業料支援額を2025年度の私学授業料平均額に相当する45万7,000円に引き上げ、年収590万円の所得制限を撤廃することも盛り込まれている。

しかし、幼稚園・小学校・中学校においては、助成額が不十分であり、「教育の無償化」が完成したわけではない。

さらに、平均15万円を超える入学金については、全国的にも減免の対象とする県が増えているが、高知県の場合は、まだ対象になっていない。

また、高知県の私立高校経常費助成の高校生1人当たり単価は、38万6,681円（2025年）であるのに対し、公立高校の場合（公立高校生1人当たり消費的支出）は166万2,201円（2022年）で、約4倍の格差がある。

私立幼稚園・小学校・中学校・高等学校は、公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を果たしている。国や高知県のお金は県民の税金である。公立・私立を問わず教育は公の仕事である。県民のどの子供にも同じだけのお金をかけること。

については、次の事項が実現されるよう請願する。

2、3及び5の3項目、危機管理文化厚生委員会所管分を除く。

1、教育予算を増額すること。

4、経常費助成補助の県加算を高校・中学校だけでなく、幼稚園・小学校にも拡充すること。

請願者、高知市丸ノ内2丁目1-10、高知私学助成をすすめる会会長、岡村佐由紀ほか1万570人。

紹介議員、塚地佐智、はた愛、細木良、岡田芳秀、岡本和也、中根佐知。

受理年月日、令和7年12月10日。

◎田中委員長 それでは、関係課からの参考説明を求めます。

◎津野幼保支援課長 請願事項のうち、当課所管の私立幼稚園に関する事項について御説明します。

1 教育予算を増額すること、4 経常費助成補助の県加算額を高校・中学校だけでなく、幼稚園・小学校にも拡充すること、この2つの項目ですが、これらにつきましては、関連しますので、併せて説明します。

幼稚園の運営費につきましては、平成27年度に施行されました子ども・子育て支援新制度に基づき、保育所や認定こども園等と共通の給付制度により給付が行われています。一方、新制度に移行していない私立幼稚園につきましては、従前からある私学助成による経常費助成補助が行われています。県内におきましても、昨年度まで、新制度に移行していない私立幼稚園が1か所ありましたが、その園には、国から示された国庫補助単価と地方交付税単価を合算した金額を県が補助金として交付していました。その園も、今年度から新制度に移行し、県内全ての私立幼稚園が新制度に移行したところです。新制度の給付額

の基準であります公定価格は、国が毎年、人件費や教育材料費など教育保育に通常要する費用を勘案して定めており、施設の種類や規模等の条件が同じであれば全国同じ金額となっています。また、この公定価格は、規模は限定的であるものの、ほぼ毎年ベースアップが図られているほか、各種加算の充実も進められているところです。このように、幼稚園や保育所等の運営費への支援は充実が図られていますが、今後も県内各園が教育保育を提供する上で適正な金額が確保されますよう、国の動向を注視していきたいと考えています。

説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

これで教育委員会に係る請願を終わります。

《報告事項》

◎田中委員長 続いて、教育委員会から1件の報告を行いたい旨の申出があつておりますので、これを受けることにします。

教職員の懲戒処分について、小中学校課の説明を求めます。

◎高橋小中学校課長 それでは、小中学校課の資料を御覧ください。

公立中学校講師による不祥事が発生し、県民の皆様の信頼を損ねる事態となりましたことを、深くおわび申し上げます。今回の懲戒処分につきまして御説明します。県教育委員会は、未就学女児に対して、下半身を露出した室戸市立羽根中学校講師に対して、令和7年11月26日付で、免職の懲戒処分を行いました。同講師は未就学女児に対して、自身の下半身を露出し、令和7年10月29日、高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反の容疑で逮捕されたものです。県教育委員会の聞き取りに対し、本人は当該行為の事実を認めています。

なお、事案の詳細につきましては、被害女児の人権を守るために、説明が限られたものとなります点は御了承いただければと思います。

教職員による逮捕事案が連続して発生するという危機的状況に際し、オンラインで先月、県内公立学校の全教職員に対して、教育長から緊急メッセージを発信し、再発防止と信頼回復に向けた行動変革を求めました。また、12月5日に開催されました小中学校校長会研究大会におきましても、校長に対して、教職員の行動変革につながる取組を徹底するよう再度強く要請をしたところです。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会及び校長会と連携して、不祥事を生じさせない職場づくりに向けた取組を着実に進め、再発防止と信頼回復につなげてまいります。

以上となります。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、小中学校課を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎田中委員長 次に、警察本部について行います。

初めに、議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、各説明者に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎岩田警察本部長 議案の説明に先立ちまして、このたび発生いたしました被事案につきまして御報告いたします。

本年10月30日、警務部警務課に勤務する巡査長。警察共済組合支部に対する詐欺、有印私文書変造、同行使等の行為責任で、懲戒免職処分といたしました。

県民の安全安心を守る立場にある警察官にあるまじき行為であり、県民の皆様に深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

詳細につきましては、後ほど警務部長から説明させます。

続きまして、第1号議案令和7年度高知県一般会計補正予算所管分について御説明します。議案補足説明資料の2ページを御覧ください。

今議会でお願いしております補正予算の見込額は款14警察費の欄に記載のとおり、警察総務費の総額6億4,707万1,000円の増額です。この内訳は、高知県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、今議会に上程しています警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案による給料や期末手当、勤勉手当などの改定を反映させて計上したことによるもののほか、時間外勤務手当の特別要求など、人件費に係るものです。

次に、債務負担行為について御説明します。資料の3ページを御覧ください。

債務負担行為の追加として、運転免許窓口事務委託料3,394万3,000円、以下4項目の債務負担行為の追加をお願いするものです。詳細につきましては、後ほど会計課長から説明させます。

次に、警察本部提出の条例議案4件について御説明します。

第14号議案高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案、第16号議案職員の給与に関する条例を一部改正する条例議案、第17号議案職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案につきましては、総務部の説明と同様の内容になりますので、重ねての説明は省略します。

次に、第24号議案高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案に

について御説明します。議案補足説明資料の9ページを御覧ください。

本議案は、室戸警察署の新築移転に伴い、同署の位置について、室戸市室戸岬町から室戸市室津へ改正するものです。

私からの説明は以上です。

〈会計課〉

◎田中委員長 続いて、会計課長の説明を求めます。

◎田中警務部参事官兼会計課長 それでは、令和7年12月高知県議会定例会議案説明書補正予算に基づき御説明します。

資料の4ページ、公安委員会補正予算総括表を御覧ください。12月補正予算の見込額は6億4,707万1,000円の増額です。

続きまして、補正額の内容について御説明します。資料の5ページを御覧ください。

資料右側の説明欄に記載しておりますとおり、全て人件費の補正であり、その内訳としては、給料が2億538万9,000円、職員手当等が3億5,412万8,000円、共済費が8,755万4,000円であり、いずれにつきましても、高知県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、今議会に上程しています警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案による給料や期末手当、勤勉手当などの改定を反映させて計上したことによるもののほか、時間外勤務手当の特別要求などによるものです。

次に、債務負担行為の追加について説明します。資料の6ページを御覧ください。

まず、1点目の運転免許窓口事務委託料の3,394万3,000円は、運転免許センターや各警察署における運転免許証の更新や再交付などの窓口業務を委託するものです。

2点目の運転免許証更新時講習委託料の3,677万6,000円は、運転免許証の更新を受けようとする者に対する優良、一般、違反等の区分に応じた講習の実施を委託するものです。

3点目の運転免許停止処分者講習等委託料の4,984万8,000円は、短期、中期、長期、それぞれの運転免許停止処分者に対する短縮講習を委託するものです。

4点目の自動車保管場所調査事務委託料の1億315万5,000円は、自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づきまして、自動車の保管場所証明に必要な調査業務を委託するものです。

いずれの業務につきましても、令和8年度4月からの委託を予定していますが、契約までの準備期間などを考慮いたしまして、今回の補正予算でお願いするものです。

以上で私からの説明を終わります。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎三石委員 以前にも聞いたことがあるんですけど、自動車保管場所調査事務委託料です。契約方法は一般競争入札だと思うんですけど、前回、何社ぐらい応募があったのかと、勤務の状況、それと過去の処理件数とどのぐらいを見込んでいるのか、そこら辺りを教えて

いただいたらと思うんです。

◎田中警務部参事官兼会計課長 一般競争入札につきましては、今年度、4月に実施しましたところ県内業者1者、県外業者1者の2者の応札がありました。県内業者が落札して契約しています。例年の件数は平均になりますけれど、よろしいでしょうか。令和5年度、令和6年度、令和7年度につきましては、約3万1,300件の件数を見込んでいまして、来年度は2万9,900件の見込みで予算立てする準備をしています。

◎三石委員 勤務の状況。ちんたら気を抜いてやっているとは思わないけれども、きちんとやっているのか何かチェックは。その辺りは任せっきりですか。2人1組で回っているんでしょ。

◎田中警務部参事官兼会計課長 各警察署長に毎月の報告が上がっていますので、警察署で勤務実態をしっかりと把握していただいて、件数の確認等をしていると承知しています。

◎三石委員 余計なことかも分からぬけど、ついつい怠けることはないと思うけど、しっかりと仕事をやっていただくように、お願ひしたいと思います。

◎形岡総務参事官 今回の自動車保管場所の調査業務につきましては、自動車を買った場合の保管場所、実際駐車場所に入るか入らないかという場所の確認調査業務でして、2人1組というのは駐車違反の監視業務もありますので、その分につきましても、しっかりと署長が確認しながら、適正に回っているか、また件数等も把握しながら、対応していきたいと考えています。

◎三石委員 この議案と直接は関係ないんだけれど、全国大会で交通の白バイが3位になった、若干の差で3位だったけど、そこら辺りはうんとアピールしたほうがいいと思いますよ。やっている方々にも勇気を与えることになるし。直接は関係ないけどそのことを申し上げておきます。

◎柿沼警務部長 白バイも含めて、特連生、音楽隊も含めて活躍している部分につきましてはしっかりと広報していきたいと思います。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部の議案を終わります。

《報告事項》

◎田中委員長 続いて、警察本部より1件の報告を行いたい旨の申出があつておりますので、これを受けることにします。

警察職員の懲戒処分について警務部長の説明を求めます。

◎柿沼警務部長 それでは、今回の懲戒処分につきまして、私から御説明申し上げます。警察本部説明資料の2ページを御覧ください。

被処分職員は、警察本部警務課に勤務をしていました40歳代の男性巡査長であり、行為時は、南国警察署に勤務していたものであります。処分の理由につきましては令和4年6

月、虚偽申告により警察共済組合高知県支部から、住宅貸付金1,500万円をだまし取り、自身の借財返済や投資に目的外使用した上、令和5年12月、同支部から住宅貸付金の残高確認を求められた際、預金残高等を変造した預金通帳のコピーを作成し、これを提出して、借入金の即時弁済を免れ、財産上不法の利益を得、さらに投資目的で、同僚や消費者金融から合計約300万円を借財し、もって公務の信用を失墜したものであります。

本件につきましては、詐欺、有印私文書変造、同行使の事実で、本年10月30日、高知地方検察庁に書類送致しています。処分につきましては同日付けで免職の懲戒処分といたしました。

現職警察官が詐欺行為を行い、本年2人目の懲戒免職者を出したことは極めて遺憾であり、県警察として大変重く受け止めています。今後はより一層職員に対する身上把握と、職務倫理教養を徹底し、再発防止に努めてまいりますとともに、県民の皆様からの信頼回復に向け、職員が一丸となって職務に取り組んでまいります。

私からの説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 本人の氏名が未公表です。普通、他の教育委員会とかで見れば、氏名の公表もある。警察だけしない特定の理由、それを今後も続けていくのか、その辺りを教えていただけますか。

◎中澤警務部参事官兼首席監察官 県警察における懲戒処分の発表について御質問がありましたが、懲戒処分の発表につきましては、被事案に対して厳正に対処したことをお示しすることにより、公務に対する信頼を確保する目的で行うものであり、この目的に照らし、必ずしも被処分者の氏名等の公表が必要ではない考えであります。発表の指針にもありますけれど、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するために必要な配慮を行うとされており、県警察におきましては、これを参考にしつつ、事案ごとに個別具体的な事案、事実関係に即して、発表の内容を判断しているものです。

また、他機関の対応についてはお答えする立場にはありませんが、県警察といたしましては、今後とも事案ごとに個別具体的な事実関係に即して判断することとしていきます。

◎岡本委員 犯罪を取り締まる警察官が犯罪を犯すことは本当に重大な事案だと思います。警察官だけが名前を公表しないのは、県民としたら何か違和感があるんです。今後ともそれは続けられるのかどうなのかについて再度確認をさせてください。

◎中澤警務部参事官兼首席監察官 再度申し上げますが、個別具体的な対応について事実関係に基づいて判断してまいりますし、また職責などを勘案して、今後とも対応してまいります。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

ここで15分ほど休憩とします。再開は15時とします。

(休憩 14時44分～14時59分)

◎田中委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〈監査委員事務局〉

◎田中委員長 次に、監査委員事務局について行います。

議案について、事務局長の説明を求めます。

◎横畠監査委員事務局長 資料、2ページを御覧ください。監査委員事務局の補正予算につきましては、右の説明欄にありますように、監査委員事務局職員の人事費1,443万6,000円と、2監査委員事務局運営費として、会計年度任用職員の人事費11万5,000円の合計1,455万1,000円の増額をお願いするものです。補正の主な理由としましては、今議会に上程しています職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額及び期末手当、勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるものほか、職員の新陳代謝によるものです。

説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、監査委員事務局を終わります。

〈人事委員会事務局〉

◎田中委員長 次に、人事委員会事務局について行います。

議案について、事務局長の説明を求めます。

◎三木人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の補正予算について御説明します。

資料3ページを御覧ください。今回の補正につきましては、人事費573万8,000円の増額補正です。主な理由としましては、今議会に上程しています職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額並びに期末手当及び勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるものほか、職員の新陳代謝等によるものです。

説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

〈議会事務局〉

◎田中委員長 次に、議会事務局について行います。

議案について、事務局長の説明を求めます。

◎中島議会事務局長 議会事務局から、12月補正予算について御説明します。

議会事務局の議案補足説明資料の2ページを御覧ください。

左から2つ目の補正前の額の欄を御覧ください。令和7年度の当初予算額は10億7,500万円余りですが、今回補正額として496万3,000円の増額をお願いしています。補正予算の内訳は右の説明欄を御覧ください。1人件費の一般職給与費355万8,000円は、高知県人事委員会の勧告に基づき職員29名の給料月額及び期末、勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるものほか、職員の新陳代謝などによるものです。

次の2事務局運営費の140万5,000円につきましても、各会派等に配置しています会計年度任用職員11名の報酬、給料月額及び期末勤勉手当等の改定に伴う増額を見込んだものです。

説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、議会事務局を終わります。

ほかの委員会の採決が終わっていませんので、先に請願と意見書を議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎田中委員長 御異議なしと認めます。

《請願》

◎田中委員長 それでは、請願について審査を行います。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」を議題とし、審査いたします。

それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 御説明を聞いて、非常に分かりやすく納得しました。十分努力はされていらっしゃつて、少し高い球が多いのかなという印象でしたので、反対でお願いします。

◎田中委員長 正常に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第1-1号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に、請第2-1号「教育予算を増額し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」を議題とし、審査いたします。

それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 同様です。

◎田中委員長 正常に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第2-1号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

《意見書》

◎田中委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案2件が提出されております。

まず、「地方の民意切捨てにつながる衆議院議員定数削減に反対する意見書（案）」が、日本共産党、県民の会、公明党、自由の風から提出されております。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎田中委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 不一致でお願いします。趣旨は非常に共感いたしますし、この島根県の知事のメッセ

一級はそのとおりだなと思っています。一方で、国会の審議を見守りたいというのが立場でして、それとちょっとオーバーな書きぶりじゃないかなと。地方の民意切捨てにつながるという表現であったり、与野党の合意形成を軽視した強硬な進め方とか、民主主義を毀損するものという表現が少しオーバーなのかなという思いを持っていますので。

◎田中委員長 それでは正常に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の国会論議促進を求める意見書（案）」が自由民主党、公明党、自由の風から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎田中委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

◎不一致で。

◎田中委員長 正常に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、議案についての審査は終了いたしましたが、ほかの委員会の採決が終わっていませんので、暫時、休憩といたします。再開は16時とします。

（休憩 15時12分～16時）

◎田中委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《採決》

◎田中委員長 これより採決を行いますが、今回は議案数16件で、予算議案5件、条例その他議案10件、報告議案1件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号「令和7年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算」を原案どおり可決

することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第2号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号「令和7年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号「令和7年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第8号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第13号「高知県職員の修学部分休業に関する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第13号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第14号「高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第14号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第15号「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第15号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第16号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第16号議案は全会一致をもって原案どおり

可決することに決しました。

次に、第17号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 挙手多数であります。よって、第17号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第18号「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第18号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第22号「公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 挙手多数であります。よって、第22号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第23号「高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第23号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第24号「高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第24号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第26号「令和8年度当せん金付証票の発売総額に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第26号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第31号「令和7年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、第31号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号「公平委員会の事務の受託の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって、報第1号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

◎田中委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日16日の委員会は休会とし、17日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願ひいたします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(16時6分閉会)